平成27年12月16日

１．出席議員

1	番	杉　原	元　博	9	番	角　田	一　美
2	番	片　渕	清次郎	10	番	伊　東	茂
3	番	樋　口	作　二	11	番	松　本	末　治
4	番	中　村	和　典	12	番	徳　村	博　紀
5	番	松　田	義　太	13	番	福　井	正
6	番	中　村	一　尭	14	番	松　尾	征　子
7	番	稲　富	雅　和	15	番	光　武	学
8	番	勝　屋	弘　貞	16	番	松　尾	勝　利

２．欠席議員

な　　し

３．本会議に出席した事務局職員

事務局長	中　尾	悦　次
議事管理係長	迎	英　昭
議事管理係主査	江　頭	英　喜

4．地方自治法第121条により出席した者

市長	樋口久俊
副市長	藤田洋一郎
教育長	江島秀隆
総務部長	橋村勉
市民部長	打上俊雄
産業部長	有森滋樹
建設環境部長	森田博
会計管理者兼会計課長	峰松靖規
総務課長兼人権・同和対策課長	大代昌浩
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	土井正昭
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺山靖久
市民課長	有森弘茂
税務課長	川原逸生
福祉事務所長	橋村直子
保険健康課長	田﨑靖
農林水産課長兼農業委員会事務局長	中島憲次
産業支援課長兼産業部参事	橋口浩
農林水産課参事	山﨑公和
商工観光課長	山浦康則
都市建設課長	岩下善孝
都市建設課参事	岸川修
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	栗林雅彦
水道課長	小野原隆浩
教育次長兼教育総務課長	染川康輔
教育総務課参事	針長三州
生涯学習課長兼中央公民館長	澤野政信

平成27年12月16日（水）議事日程

開　議（午前10時）

日程第１　　一般質問（通告順による）

平成27年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議　員　名	質　問　要　旨
4	１　杉　原　　元　博	(1)認知症を地域で支える取り組みについて 高齢化の進展に伴い、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境作りが急がれています。政府が国家戦略として取り組む中、認知症について正しい理解が必要です。 鹿島市においても例外ではなく、大変重要な課題であると認識しています。 ①　最初に認知症予防対策としての市の取り組みを具体的にお聞きします。 ②　認知症ケアは、国で細かい方針を出しても地域の実情に合わないことが多々あります。鹿島市として認知症対策の地域的な取り組み、提案についてお尋ねします。 ③　今後は認知症サポーターが自発的に地域づくりに関わっていくことが大事だと思います。サポーターの養成講座が各地に広がってますが、「認知症サポーターキャラバン」事業とはどのようなものか、また自治体や企業などでの実施状況などについてお聞きします。 (2)健康増進、疾病予防のための取り組みについて 日本は長寿の国である事を大変に嬉しく思います。男性の平均寿命は80.5歳で世界第３位、女性は86.6歳で世界第１位になりました。その分、老後を健康で暮らしたいと思う方も多く、特に高齢化が進んでいく昨今では健康増進や疾病予防に対する取り組みが重要になります。 ①　鹿島市の平均寿命が全国的にみてどのような状況であるか。佐賀県の平均寿命は男女別に何歳で全国で何番目か。また鹿島市の平均寿命は男女別に何歳で佐賀県では何番目か？ ②　鹿島市として策定中の第六次総合計画の中で、健康増進や疾病予防の具体的な取り組みについてどのように考えておられるのかお伺いします。 ③　各種がん健診、生活習慣病予防のための特定健診、肝炎ウイルス検診などの検診率アップへの具体策について。 ④　健康づくり、健康増進への取り組みで、他市の成功事例を参考にしたい。 （例）愛知県日進市「にっしん体操」多くの市民が参加。このような取り組みが出来ないか。

順番	議　員　名	質　問　要　旨
4	1　杉　原　　元　博	(3)若者の主体的参加で「18歳選挙権時代」を！ 本年６月に国会で改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられることになりました。来年夏の参議院選挙から18、19歳が投票する事になります。 ①　「18歳選挙権時代」を迎えるにあたって、私たちが意識しなければならない事とは。先ず市長の考えをお伺いします。 ②　少子高齢化・人口減少社会を迎え、日本は転換期にあります。若者の力を活用して日本を盛り上げていくことが「18歳選挙権時代」には求められていると思います。若者の投票率を上げていくための施策についてお尋ねします。 ③　選挙権年齢の引き下げで、若者の考えや力を活用していく良い機会になればと思います。義務教育の頃から、政治に対する意識の向上が今後の地域の為、日本の為に重要になってくると思いますが、学校現場の教育として教育長の考えをお伺いします。
5	3　樋　口　　作　二	(1)生物多様性と鹿島市の環境政策 ①　自然豊かな鹿島市といわれるが、どこがどのように豊かなのか ②　環境基本計画の基本理念に、「恵み豊かな自然環境の継承」がうたわれ、ミツバチやアカネ（赤トンボ）の減少が指摘されているが、調査や保存のための施策は行われているのか ③　ラムサール条約湿地登録を受けての取り組みは次年度以降に本格化するとの答弁であったが、県の事業である『自発の地方創生プロジェクト』との関連をどのように進めていくのか ④　ラムサール条約湿地登録記念イベントの中で、教育長は鹿島市全体の学校で環境学習を進めるとの受け答えだったが、具体的にはどのように取り組まれるのか ⑤　各課をまたいでの多岐にわたる環境政策の推進が必然となる中、現在の環境下水道課という組織だけで十分対応できると考えておられるのか (2)地方創生とニューツーリズム ①　地方創生の一つの手段として、ニューツーリズムの可能性を鹿島市はどのように考えられているのか ②　ニューツーリズムの種類や定義はどのようにとらえられているのか ③　佐賀県農村ビジネス創出事業の中でグリーンツーリズムはどのようにとらえられているのか ④　農家民泊の推進が滞っていると聞くが、打開策は検討されているのか ⑤　エコツーリズム推進のためには、生物・植物全般に通じた専門家が必要であると考えられるが、その養成にはどのように取り組まれていくのか

順番	議　員　名	質　問　要　旨
6	４　中　村　　和　典	(1)農業委員会制度の改正について ①　農業委員会委員の選出方法の変更 ②　農地利用最適化推進委員の新設 ③　農業委員と農地利用最適化推進委員との役割分担と連携 ④　農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の業務の違い (2)ＴＰＰ大筋合意と鹿島市農業について ①　品目毎の農畜産物への影響 ②　農業分野におけるＴＰＰ対策 ③　鹿島市農業への影響と対策 (3)第六次鹿島市総合計画の基本計画について ①　農業・林業・水産業の施策の展開方向 ②　主要施策 ③　目標を定めて５年間で集中して取り組む施策

午前10時　開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

おはようございます。１番議員杉原元博でございます。早いもので、ことしも残り２週間余りとなりました。初当選以来、３度目の議会を迎え、今日まで走り抜いてくることができました。今後も皆様のお声を大切にしながら、鹿島市発展のために頑張ってまいります。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

１点目は認知症を地域で支える取り組みについてです。

高齢化の進展に伴い、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが急がれています。政府が国家戦略として取り組む中、認知症について正しい理解が必要です。鹿島市においても例外ではなく、大変重要な課題であると認識をしています。

最初に、認知症予防対策としての市の取り組みを具体的にお聞きします。

認知症ケアは、国で細かい方針を出しても地域の実情に合わないことが多い状況です。そこで、鹿島市として認知症対策の地域的な取り組み、提案についてお尋ねします。

続いて、２点目の質問が健康増進、疾病予防のための取り組みについてです。

９月の定例会の折にも健康づくりへの取り組みについて一般質問をしましたので、多少関

連するところもあるかと思いますが、よろしくお願いします。

まず、日本は長寿の国であることを大変にうれしく思います。昨年、2014年度の数値ですと、男性の平均寿命は80.5歳で世界第３位、女性は86.8歳で世界第１位、男女ともに過去最高を更新したそうであります。長生きできる日本の環境に感謝しつつ、その分、老後を健康で過ごしたいと思っておられる方も大勢いらっしゃると思います。特に高齢化が進んでいく昨今は、健康増進や疾病予防に対する取り組みが大変重要になります。

最初に、鹿島市の平均寿命は全国的に見てどの程度の水準なのか、お聞きします。

佐賀県の平均寿命は男女別に何歳で、全国47都道府県で何番目か、鹿島市の平均寿命は男女別に何歳で、佐賀県内では何番目なのか。昨日、片渕議員の質問にもありましたが、答弁よろしくお願いします。

次に、現在策定中の第六次鹿島市総合計画の中で、健康増進や疾病予防の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

３点目の質問です。

18歳選挙権時代を目前にし、若者が主体的に参加して日本を、そして、私たちが住む地域を盛り上げていってほしいと思う次第です。本年６月、国会で改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられることになりました。来年夏の参議院選挙から18歳、19歳が投票することになります。選挙権年齢の変化は、25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女となった終戦直後以来、実に70年ぶりのことです。

18歳選挙権時代を迎えるに当たって、私たちが意識しなければならないことは。まず、市長の考えをお伺いいたします。

以上で総括質問を終わります。答弁の後、各質問ごとに一問一答でお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名でございますから、御質問としますと順序は逆なんですけれども、私のほうから最初に答弁をさせていただきたいと思います。

18歳の人たちに選挙権、投票権を与えるということについての意見ということでございますが、これについては、いろんな立場からいろんな御意見がございましたが、批判的な意見があるのも事実ですよね。決まった話ではありますけど。どういうことかというと、社会的な経験が浅い、そういう人は判断力が乏しいと、そういうことを強調する向きもありますけれども、私自身の考えからいいますと、そんなにデメリットばかりを強調する必要はないんじゃないかと思います。

そこで、御質問でございますから、幾つかの切り口で私なりの考えをお話ししてみたいと思います。これは必ずしも統一された定説とかなんとかじゃなくて、私自身の考えであると

いうことを御理解いただきたいと思います。

今、一つの切り口としては、政治や行政のあり方が一体どうなるかという切り口ですね。これはいろんなことで、いろんなメディアだとか、いろんな学者の方の意見がありますから、ほぼ共通をいたしておりますが、18歳に引き下げると一般的にメリットがあるねと、そのことをよく言われるのは４つほどなんですね。１つは、最近、若者が政治離れをしていると。これを引き戻す、あるいは歯どめをかけるというのが１つあるんじゃないかと。それからもう１つは、政治に参加していただくということで社会的責任を自覚される、あるいは自覚をしてもらわなければ困るということですよね。無責任な発言ばかりしてもらっちゃ困るということが２点目。３つ目が、特に社会保障をめぐりまして世代間の意識が違うんだと思うんですよ。そこに、やはり若者の意見も反映させないといけないだろうと、これが３つ目です。４つ目が、国際的には18歳の国が結構多いんですよ。むしろ日本のほうが少数派かもしれないと。そういうことで、国際的な評価ということを考えると、18歳ぐらいがいいだろう、これをよく言われております。

ただ、さっき言いましたように、どうも若者に選挙権を与えると心配があるということがありますけれども、私としては、政治離れを引きとめる、歯どめをかけるということ、あるいは投票率が今落ちております。特に若い人が落ちている。そこを少し直すということであれば賛成してもいいんじゃないかと思っていますし――もうできていますからね、反対しても直るわけじゃないと思いますけれども、私は肯定的に考えていいんじゃないかと思っております。ただ、じゃといって、すぐ劇的に何かが変わるかといったら、そんなには変わらないということがありますが、期待を込めて評価をしていいんじゃないかと思っております。

ただ、むしろ残された課題は、投票権だけじゃなくて被選挙権、こちらのほうの年齢をいじらないという議論がありますから、これはむしろ今からの課題じゃないかと思っています。もしそこをいじったら、投票権をいじる以上に社会構造の変化があるんじゃないかと私自身は思っております。それが今からの国民的な、あるいは市民がしっかりと注視をしていかなきゃいけない問題だと思っております。

次に、まちの課題で、まちづくりと今いろいろな立場から言われますよね。じゃ、そのまちづくりに与える影響はどうだろうか。一般的にまちづくりの原動力は、よそ者、ばか者、若者という言葉がありますよね。その若者が典型的に今回、かなりこれで一種の責任部分に取り組むわけですから、それは責任を自覚してもらう人がふえるということで歓迎していいんじゃないかと思いますし、逆に、ふえてもらわなければ困ると思います。そうなると、社会が安定し、活力は出てくるんじゃないかと思います。期待を込めて、そこに私は評価をしてみたいと思います。

もう１つ、具体的な施策をどうするかという話になりますね。端的に予算編成みたいな話ですよ。高齢者という言葉はよくありますけれども、よくよく考えると、これは若者の問題

でもあるんですよ。どういうことかといいますと、いずれみんな高齢者になるんですよね。若者でずっと居続ける人はいませんから、いずれみんな行く道です。だから、高齢者のことも若者も考えないといけないということで、当事者意識が出てくるんじゃないかと思います。

それから、高齢者対策にかなり負担がかかるとすれば、自分で負担をできる高齢者はいいですけれども、大抵は公的な負担が重要な分野を占めると思います。そうすると、公的な負担というのは天から降ってくるわけじゃありませんから、若者に支えてもらわなければいけないと、こういう図式になりますね。そうすると、若者が一体幾ら自分たちは負担できるんだろうか、すべきであろうかと考えてもらわないといけないと。年金は典型的な問題になってくると思いますけれども、そういう意味では、若者の問題でもあるねということだと思います。逆に言いますと、限られた予算なり、これからの時代の動きを考えますと、高齢者対策と若者対策は実は綱引き関係にあるというふうに考えてもいいんじゃないかと思います。多くの若者が稼いでくれて地域に残ってくれないと、高齢者対策は完全には成立しないということになりますから。先日も言ったと思いますけれども、投資と分配のサイクルがうまく回るためにも、若者がきちっと参加をしてもらうということではないかと思っております。

あと一言、さっき冒頭言いました、どうも判断能力に乏しいんじゃないかという話がすごくクローズアップされていますので、非常にプライベートで申しわけないんですが、これは自分の経験から言いますと、自分の18歳のときどうだったかなと思って、ちょっと考えてみたんですよ。そうすると、１つは、生まれてきた社会とどうやってこれからかかわって生きていくかという判断ですね。端的に言えば職業選択ですよ。御承知かもしれませんが、私のうちは開業医でございましたから、みんな家族は当然そういう道に進むだろうと思っておりましたが、私は実は家族が期待している道は選択をいたしませんでした。自分で判断して、自分の道は決めた。１つの18歳の選択ですよね。もう１つは、非常にプライベートなんですが、結婚すると決めたのもその年でございまして、誰にも相談せずに２人で決めたんですよ。２人とも高校生でしたですね。いずれもいまだに後悔いたしておりません。したがって、個人的に言うと、18歳の判断も捨てたもんじゃないなと、それなりの判断能力はあるんだなと私は思っております。

ちょっとプライベートで申しわけなかったんですが、あんまり判断能力がないとか社会的経験に乏しいというので批難ばかりしてもいけないと思いましたので、御紹介をしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

田﨑保険健康課長。

○保険健康課長（田﨑　靖君）

私のほうからは、１点目の認知症予防対策、認知症を地域で支える取り組みについてと２

点目の健康増進、疾病予防のための取り組みについて２点お答えをいたします。

まず、認知症予防対策としての市の具体的な取り組みはという御質問でございますが、認知症の予防対策といたしまして、まず、老人クラブなどへの出前講座など、認知症に関する講和や軽い運動などを実施しているところです。内容は、認知症予防の講座や体を使った教室、栄養教室、口腔ケア、口のケアなど、全てが認知症予防に関連しているのではないかと考えて、実施をしているところでございます。

また、本年度は定期的に開催いたしますクッキングサロンや音楽を使って体を動かしたりする音楽サロンなどを開催しています。調理をしたり音楽を楽しむということは、そのこと自体が介護予防にもつながり、あわせて認知症の予防につながるという研究もされているようでございます。

また、鹿島市として認知症対策の取り組みとの御質問でございますが、まずは地域包括支援センターの職員が相談窓口として随時対応し、早期発見、早期介入、早期治療に結びつくように努めているところでございます。

相談を受けた中で、その対策が困難な事例につきましては、その方に関係のある方やスタッフが集まり、問題解決に向けての話し合い、これをケア会議と呼んでおりますが、この会議を随時開催しているところであります。認知症対策に限っている会議ではありませんが、この内容につきましては、その問題がどこにあるのか、どうすれば解決ができるのかなど、また、地域で安心して暮らせるために見守りの体制がどうすればできるのかなどを話し合って、認知症の方が地域で安心して生活できる体制をつくっていこうというものでございます。このようなケア会議の中で、見守りが必要な方には認知症高齢者見守り依頼書というものを作成いたしまして、関係のある地域や商店などにお願いをして見守りをしていただいた事例もございます。

また、見守り協力者として、認知症サポーター養成講座の受講者に登録をしていただき、現在、100名を超える方に協力をいただいているところであります。

また、昨年度より認知症徘回声かけ訓練というものを市内の介護関係施設の職員さんなど多くのボランティアの協力を得て実施いたしております。昨年度は市役所周辺で開催をいたしまして、参加者が39名、スタッフの協力者が22名の協力をいただきまして実施いたしました。今年度は、かたらいとピオで開催いたしました。35人の市民の方が参加をいただき、スタッフについては36名の協力をいただいたところでございます。

この訓練につきましては、認知症の方が町なかで困っておられるときにどのような態度で声をかけたらいいのか、接し方はどのようにしたらいいのかなどを実際に体験してもらうという取り組みでございます。参加された方からは、参考になったが、実際、町なかに認知症の方がおられるときに声をかけられるかどうかとかいう声もあり、今後も継続して行っていきたいと考えているところでございます。

また、声かけ訓練に参加をしていただいた方には、今後、認知症施策の協力員として活躍していただければと考えています。

最後に、国の認知症施策である新オレンジプランに位置づけられた事業の中に、認知症施策の推進の充実というものが加わり、認知症地域支援推進員の設置が平成30年度までに全市町村へ義務づけられました。鹿島市においては、地域包括支援センターの保健師が研修を受講し、平成27年度中に設置を予定しています。この役割は、これも設置が求められている認知症初期集中支援チームと連携をし、認知症施策の企画調整を担当するものとされているところであります。

続いて、２点目の健康増進、疾病予防のための取り組みについてでございますが、まず、鹿島市の平均寿命でございますが、厚生労働省が平成25年に公表した資料によりますと、佐賀県の平均寿命は男性が79.3歳で全国32位、女性が86.6歳で全国18位となっております。鹿島市では男性が79.2歳、県内市町で10位、女性が86.8歳で７位となっております。少し古い数字ですけれども、全国、佐賀県、鹿島市と出ているものがこの数字でございます。

続いて、第六次鹿島市総合計画の中で、健康増進や疾病予防の具体的な取り組みについてということでございます。

第六次鹿島市総合計画における健康増進や疾病予防のための主要施策として、１つ目に、健康づくり・疾病予防対策の充実、２点目に、母子保健サービスの充実、３点目に、食育推進基本計画に基づく食育事業の推進、４点目に、新型インフルエンザなどの感染症対策の充実、５点目に、休日や時間外診療など安心して受けられる医療体制の充実、６点目に、福祉・医療・関係機関との連携強化、７点目に、国民健康保険被保険者の生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導の推進について取り組んでいくことといたしております。

特に５年間で集中して取り組む施策といたしまして、肝炎ウイルス検診の受診者数を５年間で2,500人増加させる。大腸がん検診の受診者数を５年間で250人の増加を目指し、疾病の予防、早期発見に努めます。また、若年妊産婦など養育支援の必要な家庭への訪問の強化や不妊治療への支援を行い、母子保健サービスの充実に努めます。また、さらに特定健診の受診率60％、特定保健指導実施率60％と、受診率を上げることで生活習慣病の予防及び重症化の防止に努めます。具体的な対策といたしましては、乳幼児や成人を対象とした健診、国保被保険者を対象とした特定健診、特定保健指導、また、健康相談、健康教室、訪問指導、胃がんや肺がんなどの各種検診、感染症予防のための各種予防接種、食育事業の推進のための離乳食教室や幼児食教室及び食生活改善推進協議会と協力して行う学校や地域での食育教室などを充実していきます。また、救急医療体制の確保のために、休日こどもクリニックでの休日や夜間の診療体制の整備に努めます。

今後は福祉や医療、関係機関との連携を図りながら、健康づくりや疾病予防対策の充実を図っていきたいと考えているところであります。

以上、終わります。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

最初の質問事項の認知症を地域で支える取り組みについてですが、地域的な取り組みが今後ますます重要になってくると思います。認知症になられる前の予防対策と認知症を発症してからの対策とを明確に打ち出していく必要があると思います。先ほど答弁にもありましたように、鹿島市においてもさまざまな取り組みや提案がなされていることがわかりました。

実際に市民の皆様がどのくらいこれらの取り組みについて知っておられるのか。各種講座やサロンなどの参加状況について、主な取り組み項目で結構ですので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

田﨑保険健康課長。

○保険健康課長（田﨑　靖君）

お答えいたします。

まず、先ほど申し上げました認知症サポーターキャラバン事業ということで、認知症サポーター養成講座を毎年度実施いたしております。これにつきましては、平成19年度から実施をしているところでございます。これにつきましては、平成19年度から27年度まで延べの参加者数で2,400名程度の参加をいただいているところでございます。

また、音楽サロン等につきましては、平成27年度で10回程度の開催をいたしまして、現在、173名の参加者をいただいているところでございます。平成26年度の実績といたしましては、10回の開催で222名の参加をいただいております。

クッキングサロンについては、毎月実施をしておりますが、これについては13名程度の参加をいただいております。

それと、昨日御答弁いたしましたロコモ教室、これにつきましても運動という形で参加をしていただいておりますが、これにつきましては延べで3,600人程度の参加ということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

先月、ＮＨＫなどのテレビ番組で認知症患者の特集があっておりました。出演されていた

方は現在61歳になられる男性で、10年前、51歳のときに認知症との診断。その後、早期退職を余儀なくされ、認知症と真正面から向き合い、家族の協力を初め、一生懸命生きておられる姿、同じ病気で苦しんでおられる方々のために全国各地へ飛び回られて講演をされている模様などが紹介されていました。この方のように、病気の進行が遅く、社会で活躍しておられる人もいれば、進行が早く、介護が必要になる患者もおられます。若年性認知症ということで、人ごとではない感じを受けながら、テレビにかじりついていました。

2012年に462万人だった認知症高齢者数は、全ての団塊の世代が75歳以上となる2025年には約700万人に達すると想定されています。そのような観点からも、今後は認知症サポーターが自発的に地域づくりにかかわっていくことが大事だと思います。

先ほど答弁の中にもサポーター養成講座のことについて答弁いただきましたが、このサポーターの養成講座が各地に広がっております。認知症サポーターキャラバン事業とはどのようなものか、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。そして、自治体や企業などでの実施状況についてお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

田﨑保険健康課長。

○保険健康課長（田﨑　靖君）

お答えいたします。

認知症サポーターキャラバン事業でございますが、認知症サポーターキャラバンとは、認知症の人とその家族の応援者である認知症サポーターを全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指す取り組みです。全国キャラバン・メイト連絡協議会が自治体、全国的企業等と共催で認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトをまず養成いたします。このキャラバン・メイトと自治体が共同で認知症サポーター養成講座を開催いたします。この講座の受講者が認知症サポーターとなるものです。

認知症サポーターには何か特別な役割が与えられるというものではなく、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者になっていただくものであります。その上で、御自分でできる範囲で活動していただくことになります。例えば、認知症になった人やその家族に知識を伝える、また、その気持ちを理解するように努め手助けをするなど、その活動内容は人それぞれです。認知症サポーターには、認知症の人を支援する目印といたしまして、このオレンジリングというものを配られております。平成17年度に認知症サポーター100万人キャラバンというキャッチフレーズのもと、全国でキャンペーンがスタートし、ことし９月には660万人を超えました。

鹿島市の認知症サポーター養成講座の実施状況については、平成19年度から現在まで88回開催をしており、その内訳は企業などで18回、官公庁で４回、学校で４回、各地域で62回となっております。この企業の中の内訳でございますが、個別の名前はお控えいたしますが、

金融機関や生命保険会社などで実施をいたしております。学校では中学校、高校、企業では鹿島市役所でも実施をいたしました。また、鹿島警察署等でも実施をして、御理解をいただいているところでございます。平成25年度には夜間に各地区の公民館などで開催いたしまして、平成26年度では各地区での開催を進めているところであります。

認知症サポーター養成講座につきましては、５人以上の人が集まれば、こちらから出向いていって開催をすることといたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございました。

先ほど答弁いただきましたように、認知症サポーターが事業開始10年で660万人を突破したということですが、サポーターの増加によって認知症の早期発見、早期治療が高まると言われています。例えば、65歳以上の高齢者１人に対し、約２人のサポーターがいる福井県の若狭町は、県内の他の自治体と比べ、認知症の初期段階における初診率が高いことが判明しています。

市役所職員の方にも、保険健康課の職員を初め、先ほど田﨑課長からも紹介がありましたように、オレンジのリングをしておられる方を結構目にします。鹿島市の場合、現在、サポーターが何人ぐらいいらっしゃるのか、そして、全国的に見て、この数というのはどのくらいの水準なのか、教えていただけますか。

○議長（松尾勝利君）

田﨑保険健康課長。

○保険健康課長（田﨑　靖君）

お答えいたします。

市での認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成状況ということでございますが、平成27年９月末現在の鹿島市の認知症サポーターの数は2,372人でございます。県内では６万2,079人ということでございます。

全国的にどの程度かと申し上げますと、総人口に占める認知症サポーターとキャラバン・メイトを合わせた数の割合でございますが、鹿島市では約7.9％となっております。県内市町で４番目の位置にございます。また、全国平均が約4.9％となっておりますので、全国的に見れば認知症サポーターとキャラバン・メイトの数の人口に占める割合は全国平均より高い数値にあるということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

現在、2,372名いらっしゃるということでしたが、第六次鹿島市総合計画の中で認知症サポーター数3,000人を目標とするとありましたが、これは５年後の平成32年度にという意味でよろしいでしょうか。――わかりました。

現状で2,372名のサポーターの方がいらっしゃるということと、年々、１年間で200名から300名ぐらいのサポーターの方が出ておられると、養成講座を受講されているということですので、この3,000名という目標はちょっと低いんではないかなと思います。恐らくこのままの推移でいきますと、二、三年後ぐらいには3,000名を突破するのではないかなと思うんですが、サポーターの数はやっぱり一人でも多くいらっしゃったほうがいいと思いますので、この総合計画の目標3,000名、これはもっと目標を高く設定したほうがいいんじゃないかなと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田﨑保険健康課長。

○保険健康課長（田﨑　靖君）

お答えをいたします。

目標が少し低いんではないかという御指摘でございますが、市のほうとしましては、認知症サポーター養成講座、できるだけ受講していただくということで、先ほど申しましたように、各自治会など５人以上集まれば実施をしますということで周知を図っているところでございます。お勧めをして、サポーター養成講座を開いてくださいということでお願いをしているところでございます。

まず、５年後に3,000名という形で数値を計上させていただいております。これについては、当然、目標に向かって、そこは達成をしていきたいというふうに考えております。もしそこで3,000名をクリアすれば、総合計画の中でまた数値を上げて取り組んでいくという形になると思います。国のほうでも当初、先ほど御説明いたしましたように、100万人ということで目標を定めておりましたけれども、これについては全国的にかなりの早さでクリアをいたしまして、現在、660万人という形になっておりますので、鹿島市でもそういうふうになればということで進めていければと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

認知症の正しい知識を身につけるサポーターがこのようにふえる一方で、実際に認知症の人を助けるサポーターをふやすことも大切だと思います。先ほど認知症サポーターについて、自治体や企業などでの実施状況について答弁をいただきました。社会福祉士などの専門的な職種だけでなく、金融機関や商店など幅広い職種からもニーズが高まってきていると思います。例えば、銀行や郵便局など金融機関で窓口業務の職員の方がサポーターであれば、認知症の人の振り込め詐欺被害などを防ぐことも期待できます。

今後、鹿島市において、さらに企業や学校などでの取り組みが浸透し、各地区などでもサポーター養成講座の開催が広がっていくことを期待し、この認知症サポーターキャラバン事業が実施されることをお願い申し上げ、最初の質問を終わります。

続いて、２点目の質問、健康増進、疾病予防のための取り組みについてですが、大きなテーマでありますので、少し絞って質問をしていきたいと思います。

日本は長寿の国であると申しましたが、医療技術の進歩や医療体制の全国的な整備などで、どこでも健康診断が受けられるという大きな特徴があります。それが長寿の要因にもなっていると思いますが、中には病院嫌いな人や健康診断を受けていない方もいらっしゃるようです。

各種がん検診、生活習慣病予防のための特定健診、肝炎ウイルス検診などの受診率アップのための具体策についてお聞きします。

○議長（松尾勝利君）

田嵜保険健康課長。

○保険健康課長（田嵜　靖君）

受診率アップのための具体策ということでございますが、現在、保険健康課で実施をしております健康増進の部門の健診、また、国保の特定健診の具体策ということで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、健診の申し込みにつきましては、年度当初に申し込みの調査票及び受診勧奨のチラシを全世帯に送付いたしております。それに基づきまして実施をいたしておるところでございます。

健診につきましては、各種のがん検診等をセットで受診できるように設定をいたしまして、受診の機会をつくっているところであります。例えて申し上げますと、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんのセット検診ということで、同時に受診できるものを年に13回程度と乳がん、子宮がんを一緒にできる検診を15回、大腸がん、肝炎ウイルス検診を一緒にできる検診など、何度も足を運ばなくて健診ができるような体制をとっているところでございます。

また、平日に健診ができない方につきましては、日曜日や夜間に健診を実施していることもございます。また、保健センターでの集団健診だけではなく、乳がんや子宮がんにつきましては医療機関での受診、これは県事業になりますけれども、職場での健診受診ができるよ

うな体制をとっているところでございます。

また、乳がん検診や大腸がん検診、肝炎ウイルス検診などは特定の年齢や節目の方に対して検診の自己負担を無料とした検診を実施しているところでございます。これは一部、県の補助事業などを活用しているところもございます。

また、未受診者の方には未受診者健診というのを設定いたしまして、対象者へ再勧奨の個人通知も行っているところでございます。また、当然のことながら、先ほどの個人通知とあわせまして、「広報かしま」、市報とホームページ、ケーブルテレビ、また、大きな集まりがあるところでは、そういった健診のＰＲなどを行っているところでございます。

次に、国保の特定健診の受診率アップの具体策ということでございますが、病院に通っているから受診をしなくていいとおっしゃる方もいらっしゃいますので、平成23年度から定期通院中の方の検査情報を医療機関を通じて提供してもらうヘルスサポート事業を実施いたしております。

また、平成26年度からは病院に行かないという人のために、受診機会を確保するために地区の公民館や保健センターでの集団健診を実施しているところであります。また、保健センターで実施をいたします集団健診、26年度は１回でございましたが、27年度は２回、また、28年度はその回数をふやすということも考えており、できるだけ受診の機会をふやして受診率アップを図っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今、特定健診の受診率アップの具体策についてお話がありましたけれども、平成26年度から病院に行かない人の受診機会を確保するため、地区の公民館や保健センターで集団健診を実施とあります。このこととか集団健診の実施回数をふやしたということで、平成25年度までと比較して26年度はどのくらい受診率が上がっているのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

すぐに答弁できますか。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前10時49分　休憩

午前10時49分　再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

田﨑保険健康課長。

○保険健康課長（田﨑　靖君）

申しわけありません。お答えいたします。

平成25年度、特定健診の受診率でございますが、対象者が5,661人に対し、受診者が2,209人、受診率が39％でございます。平成26年度が対象者5,926人に対し、受診者が2,364人、受診率が、済みません、これは確定値ではございませんが、39.9％になっております。確定値で40％を超えたと記憶をいたしております。少しではございますが、受診率が向上しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

わかりました。

長寿大国日本のもう１つの要因として、健康意識の高さが挙げられると思います。昔から日本で行われている乾布摩擦、乾いたタオルなどで肌を直接こする健康法やラジオ体操などがあります。これらは簡単にどこででも始められる健康法です。

昨日、福井議員からも紹介がありましたが、同じ文教厚生産業委員会で10月に行政視察に行ってまいりました。重複しますが、私も愛知県日進市の健康に対する取り組みが非常に参考になると思いましたので、紹介をしたいと思います。

日進市は大都市名古屋市と自動車産業都市豊田市の中間に位置し、人口がおよそ８万8,000人、鹿島市の約３倍、面積は鹿島市の約３分の１というドーナツ型のコンパクトな市であります。名古屋市や豊田市への通勤可能な地域で、人口がどんどんふえ続け、近々10万都市になる勢いがあるようです。その日進市が市民の健康づくり計画に基づき、メタボリックシンドローム対策と心の健康づくり対策の具体的取り組みの一つとして、市のオリジナル体操「にっしん体操」を作成し、広く市民に普及することで運動習慣の定着化や健康意識の向上を図っておられます。普及のためにＤＶＤ、ＣＤや体操イラストを作成し、貸し出しや配布、市のホームページでの公開をしておられます。子供から高齢者まで体力に合わせて体操を選ぶことができ、きのう福井議員の質問の中で紹介がありましたように、ゆったり版とか、いす版、子ども版といったいろんなパターンがございます。市民が一体となって、家族的な雰囲気で楽しく体操をしておられる様子がうかがえました。私には当然なじみがありませんので、ラジオ体操よりずっと難しく感じられましたが、日進市の皆さんは上手に体操をされておりました。専門家の方が生活習慣病、認知症、介護予防に重点を置き、作成されたそうです。頭痛や肩凝りの予防、改善、脳萎縮の予防、バランス感覚の向上、目まい、立ちくらみ、転倒予防、瞬発力の向上、脳に刺激を与え認知症を予防するなど、毎日の習慣にす

ることで健康づくりに大変役に立っている様子でした。

以上、愛知県日進市の取り組みを紹介しましたが、このようなよその地域での成功事例を取り入れて、多くの市民が参加できるような健康増進に結びつく取り組みができないか、答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

田﨑保険健康課長。

○保険健康課長（田﨑　靖君）

お答えをいたします。

昨日、福井議員からも御質問がございましたように、日進市の「にっしん体操」ということで御紹介がございました。それにつきましては、鹿島市のほうでは、昨日お答えをいたしましたように、平成25年度からロコモティブシンドローム予防のためのロコモ教室など、非常に好評な教室もございます。また、介護予防事業のための教室、生活習慣病予防のための教室など、それぞれで取り組んでいるところでございます。

多くの市民の方が参加できるような健康増進という質問でございますが、お答えいたしましたように、ロコモティブシンドローム予防教室につきましては、現在、3,600名を超える方が参加をしていただいており、登録の方につきましては100名ということでございます。これにつきましては非常に好評でございますので、この後、自主的にできるように指導者の養成をしながら、各地区でできないかというようなことも考えております。

また、ちょっとまだ具体的にお知らせができないところではございますが、そういった簡単にできるような体操ができないかということで、市内の理学療法士さんとか専門の職員さんに協力を得ながら、音楽に合わせた体操ができないかということで今検討をしているところでございます。これにつきましては、でき上がれば皆さんに御紹介をして、そういった取り組みが市内全域でできないかということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今、紹介にありましたように、鹿島独自の体操を作成中ということでしたが、完成がいつごろを目標にされているのか。わかれば、わかった時点でいつごろ完成になるかというのをお知らせいただければと思います。

それと、ロコモ教室ですとか、いろんな取り組みがなされているわけですけれども、高齢者だけでなく、幼稚園児や小学生もできるような体操、いわゆる「にっしん体操」のように、子ども版みたいな幾つかのパターンを作成すれば、例えば、おじいちゃんやおばあちゃんが

孫と一緒に楽しみながら体操をするということもできると思います。そうなれば、鹿島市民一体となって一つの家族のような取り組みができるのではないかなというふうに思っております。健康増進や疾病予防とともに、コミュニケーションの場ともなって、一石二鳥の効果が期待できると思います。

今後、こういった体操もそうですけれども、このような取り組みができるということを期待しております。

それでは、最後の質問に移ります。

先ほど市長から、いろんな角度、また、いろんなエピソードを交えての答弁をいただきました。私も選挙権年齢が引き下がったという変化だけで終わらせてはいけないということだと思います。少子・高齢化、人口減少社会を迎え、日本は転換期にあると思います。若者の力を活用して、我が地域である鹿島市、そして、さらには日本を盛り上げていくことが18歳選挙権時代には求められていると思います。

若者の投票率を上げていくための施策についてお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

寺山選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（寺山靖久君）

投票率ということですので、選挙管理委員会のほうからお答えいたします。

先ほど議員言われましたとおり、選挙権が18歳まで引き下げられまして、来年の参議院選挙から適用されることとなる見込みでございます。ただし、18歳と申しますのは現役の高校生も含まれます。これらの新たな有権者への啓発活動につきましては、市単独で行うことは非常に難しい状況でありますので、総務省とか県選挙管理委員会、他市の選挙管理委員会の状況も参考にしながら、鹿島市としてもできるだけ啓発活動には努めていきたいと考えております。

また、先ほど申したとおり、18歳には高校生も含まれますので、高校生向けに関しましては、総務省、文部科学省の共同で「私たちが拓く日本の未来」という副教材がつくられておりまして、実際、授業のほうで活用されているところと思います。

ちなみに、来年の参議院選挙で新たに有権者となる見込みが18歳では335人、19歳では296人の計630人ほどが新たな有権者となる見込みでございます。

現在の鹿島市の選挙管理委員会で行っている啓発活動といたしましては、中学校とか高校の生徒会長選挙に実際の投票箱、記載台を貸し出しておりまして、実際に使います記載台で名前を書く、投票箱に入れるということで、少しは啓発活動に役立っているのではないかというふうに考えております。

先ほどあっています投票率につきましては、議員言われるとおり、高齢者の投票率が高いのに対しまして、若年層はやっぱり低いという状況にあります。平成26年の衆議院選挙にお

ける全国的なもので申しますと、全国平均は52.66％に対し、20代は32.56％ということで、20ポイント以上の開きがあることでございます。

投票率の向上につきましては、終わりのない命題であると考えております。投票率は当日の天候や政策論争に大きな影響を受けることはもちろんでございますが、特に若年層の投票率を上げることが求められているのは把握しておるところでございます。ただ、今現在で若者の投票率を上げるという有効的な手段は見出せていないという状況にございます。平成25年の参議院選挙から、いわゆるネット選挙ということが解禁されておりますけれども、結果的に申しますと、余り寄与していないのかなという状況でございます。

鹿島市としましても、選挙のたびに広報、啓発活動は行っておりますし、毎年、夏休みの取り組みとしまして、小・中・高校へ明るい選挙啓発ポスターを依頼しておりますので、少しはそのときに選挙への意識が高まっているのではないかというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

今、答弁をいただきましたが、投票率の向上を目指すということは大切なことだと思っております。しかし、投票率の向上をまず目指すのではなく、若者が政治や社会に主体性を持ち、行動する結果として投票率も上がるといった流れを目指す必要があるのではないかなというふうにも思っております。

義務教育である中学生は、あと３年から５年もたてば選挙権を持つようになります。将来的に若者の政治に対する関心の高まり、社会、政治への主体的参加を促していけるように、学校現場の教育として、義務教育期間にも政治の仕組みを学び、主権者としての役割を知ることが大事であると思います。教育長の考えをお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

杉原議員がおっしゃるとおり、選挙権年齢の引き下げが行われたことに伴いまして、やはり18歳未満の年代の子供たち、青少年と言ったほうがいいかわかりませんが、決して無関心であってはならないと思いますし、若者が政治に対して関心を持って、おっしゃるとおりに主体的に社会や政治について学び、参加していくことは大切なことであると思っております。

したがいまして、義務教育段階でも、これまで以上に充実をさせていかなくてはならないと思っております。今現在、具体的に義務教育段階について文部科学省からの指導とかはま

だあっておりませんが、恐らくいずれ何らかの形で示されるものと思っております。

そこで、今現在、小・中学校で政治とか選挙について学んでいるわけなんですけれども、少し時間を頂戴して、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

学習指導要領にのっとってやっているわけですけれども、学習指導要領の中身をお話ししますと非常にかた苦しくなって、わかりにくくなりますので、現在使っております教科書に沿って説明をさせていただきます。

まず、小学校では６年生で勉強をしておりますけれども、小単元として「私たちの生活と政治」ということで勉強を始めます。市とか国の重要なことというのは誰がどのようにして決めるのか、政治とはどういうものなのかということから勉強を始めまして、市長とか市議会議員の年齢、それから、市議会の仕事、内容、その後は、今度は国の政治の仕組みについて勉強をしております。国会とはどういうところなのか、法律とはどうやってつくられるのかというような内容でございまして、最後のほうに選挙権についても勉強をいたします。

以上、簡単に小学校のほうを申し上げましたが、この後、中学校について御説明をいたします。

中学校では、かなりの時間を割いて政治等について勉強をしております。大体３年生の２学期に主に勉強をいたしますけれども、35時間程度勉強をしております。御存じのように、社会科の公民という内容において勉強するわけですけれども、最初に「民主主義について考えよう」ということから始まりまして、今度は憲法について。憲法については、いわゆる日本国憲法の三大原則について学びます。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義というものについて学んでおります。次に、国民主権と政治参加ということで、主権が国民にあるということ、そして、政治に参加することが非常に重要であるということを学んでおります。次に、参政権について、選挙権、被選挙権について学んでおります。冒頭、市長のほうから話がありましたけれども、外国での選挙権、被選挙権についても簡単な表を掲載して学んでおります。それから次に、国の政治について学ぶということで、国会について、小学校でも学んでおりますけれども、中学校においては、さらに詳しく学ぶということになっております。そして、選挙について、立候補者というのはどのようにして決まるのか、選挙はどのように行われるのか、当選がどのように決まるのかというものを勉強しております。それから、政治参加へのあり方ということで、その章の単元の一番最後に、皆さんの一票のとうとさを考えてみましょうということで、この単元は終わると。そういうふうにして中学校のほうでは勉強をいたしております。

さらに、実際に中学校のほうで生徒会の選挙を行うわけですけれども、先ほど選挙管理委員会のほうからも報告がありましたように、道具を借りまして実際の選挙をやっております。また、その選挙の進め方につきましても、中学校の中では選挙管理委員会というものを設けまして、選挙管理委員会でいろんな準備をして、仕事に携わっております。例えば、公示を

作成して掲示するとか、投票用紙を準備するとか、公報用ポスターの管理、掲示をするとか、たすきの準備をするとか、あるいは垂れ幕の準備、立候補者の受け付け、告示の放送、公約集の印刷、とじ込み、そして、最終的には選挙結果の公表などを行います。選挙の場所ですけれども、市で行われておりますような配置、受け付けがありまして、投票券を渡す場所がありまして、記載する場所があって、そして、投票箱に入れるというような形で、まさに実際行われている選挙を模したような形で行っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。

選挙権年齢が２歳引き下がることで、全国では約240万人の新たな有権者が生まれます。先ほど答弁いただきましたように、鹿島市においては630人ぐらいふえるということです。現在の有権者から見れば、この数は総体的には少ないと思います。しかし、今回の選挙権年齢引き下げによって社会や地域が大きく変わる可能性を持っていると考えます。公益財団法人明るい選挙推進協会が本年７月に15歳から24歳の若者を対象に行った調査によりますと、年齢で多少異なりますが、４割から５割が18歳以上に引き下げられたことに賛成と答えています。反対が賛成の半分以下で約２割、わからないが３割強となっています。さまざまなアンケート調査によると、選挙権年齢引き下げについては、若者たちには好意的な受けとめが目立つようになってきたそうであります。

先ほど教育長の答弁にもありましたように、中学校においても選挙管理委員会ですとか生徒会長選挙をしっかり行うことにより、身近な社会である学校における民主主義の活性化を図ることも必要だと思います。中学校、高校はクラスや部活といった密なコミュニティーがあります。授業で教えられているものではなく、いろんなことを日々話す中に少しでも政治や選挙の話が入ってくれば、しめたものだと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

その前に、先ほど生徒会選挙について、やや不足していたところがございますので、つけ加えさせていただきます。

実際に生徒会の役員選挙を行う場合に、公示がなされまして、立候補が届け出られます。そして、選挙運動期間というものもおよそ10日程度設けておりまして、立会演説会を行って、投票、開票をする。そして、当選者が決まるというふうになって、行っております。

ところで、政治についての関心を、いわゆるクラスとか部活動、そういったコミュニ

ティーの中でも生かしたらどうかという話ですけれども、まさにおっしゃるとおりだと思っております。義務制の段階でも子供たちはいろんな形での集団生活を行っておりまして、その集団の中で生活をするということは、集団そのものが学びの場でありまして、人と人との交流の場となっております。ですから、一人一人がその集団の中で存在感を確立し、あるいは存在感が保障されるということは、まさに民主主義の根本であるというふうに思っているところでございます。

また、いろんなことをみんなで話し合って決めていかなくてはいけません。その場合には多数決で決める場合もありますけれども、選挙することもあるとも考えられます。ですから、そういった中で、子供たちは政治ということは余り意識しないかもわかりませんけれども、集団の中でのあり方というものを勉強していくものというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

選挙権年齢引き下げをよい機会として、学校現場だけでなく、家庭においても政治や選挙の話題を口にしてほしいと思います。親が政治に関心があれば子供との議論が期待できますけれども、昨年の衆議院選挙において40歳代前半までの人の投票率は50％を切っております。実は中学生、高校生の子供さんを持つ親の世代の投票率が低いという現状があります。子供から親に政治の話が波及するような仕掛けも必要かなと思います。

最後に、そのあたりの事情も踏まえ、答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど教育長より答弁がございましたが、中学生になりますと公民の授業で参政権について学習をいたしますが、自宅で生徒がそのような学習内容を親に話すといったことは、それぞれの家庭で異なってくることかなというふうに考えております。

議員の御質問では子供から親に政治の話が波及するような仕掛けも必要といった御趣旨でございますが、今現在においても学校では、例えば、新聞を授業で活用したり、選挙に関心を持ってもらおうと、先ほど選管の事務局長から答弁がありましたとおり、明るい選挙啓発ポスターコンクールに子供たちが募集したりと、家庭でも身近に話せるような授業や活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

１番杉原元博議員。

○１番（杉原元博君）

ありがとうございます。

新たな有権者となる18歳、19歳の若者に対して、投票できるようになったのだから、きちんと投票すべきだというような大人からの上から目線ではなく、政治や大人側からの下から目線での発信により、若者の力を必要としているということを訴える必要があると思います。

以上で全ての質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で１番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時20分　休憩

午前11時30分　再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

３番議員、樋口作二でございます。今回は今後の市政のキーワードである地方創生の視点で、鹿島市の環境政策やニューツーリズムについて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

議案審議の中でも確認しましたとおり、地方創生は、地方があるがままに、いかに自分の住むところをアピールできるかというところにあるというふうに思いますが、まずはこの鹿島の土地や、もちろん地形とか環境をどう捉えるのかという検討も大切だというふうに思います。

御承知のとおり、当時、誰もが目を向けなかった干潟を、ガタリンピックという干潟の中で遊ぶという奇抜なアイデアで鹿島を売り出していただいた皆様の炯眼には本当に頭が下がるばかりでございますが、この干潟、実は存在そのものにも価値がありそうです。私は道の駅「鹿島」の近くに住み、取り組んでいることも、道の駅かいわい、あの辺をうろうろしているわけですけれども、この前、ちょっと朝日がきれいだったので出かけたところ、千葉からやってきた御夫婦の方に出会いました。朝ですよね、当然、朝日ですから。朝早くですけれども。そこでおっしゃるには、本当にわあ、すごいなと。千葉にも干潟があるけれども、高層ビルに囲まれていて、とても狭い。こんなにずっと向こうまで広がるような干潟、あるいは横はどこまで行っても見渡す限り干潟であるという雄大さが非常にすばらしいというふうに言われました。私たちにとっては本当に見なれたといいますか、昔からの風景なんですけれども、やはりそれを初めて見た方というのは新たな感動をそこで受けられるというふう

なことで、そのように干潟ばかりではなくて、この鹿島市にも見詰め直せばまだまだいっぱいアピールできるような自然がたくさんあるのではないか、このように思うところでございます。そして、そこに色濃く生息するような生物環境も非常に大切だと思いますし、多様な自然のもとで植物がいろいろと繁茂して、昆虫とか野鳥とか、あるいは水辺にはいろいろな魚や貝類たちが暮らしている環境が人々を引きつけ、これこそ鹿島が存在感を示す道ではないかと思う次第でございます。

そこで、まずお尋ねしますが、市長もよく冒頭に鹿島は自然が豊かでというふうなことでお話をされますけれども、鹿島市民が鹿島の自然がどこがどのように豊かであると捉えているのかなというのがちょっと気になるところで、地形の持つ多様性なのか、それぞれの地形にすむ生物の多様性なのか、その辺をどう考えておられるのかなというのを、簡単でいいですからお話しいただければというふうに思います。

次に、前回の質問では鹿島市の環境基本計画の省資源・省エネルギーということについてお尋ねをしましたけれども、今回は自然環境について、基本理念の中の「恵み豊かな自然環境の継承」とうたわれている項目についてお尋ねします。

鹿島市の生物環境は、実は話題になっている有明海のみならず、かなり危機的な状況ではないかと私は思っております。私たちの生活時間の感覚と違って、ゆっくりゆっくり進む変化でございますので、気づかないかもしれませんけれども、確実に減少していると私の記憶が教えてくれますが、実は記録が余りないので、人に伝えることが非常に難しい。特にこれからの子供たちとか、そういった人たちに伝えることが非常に難しいのではないかなというふうに思っておるところでございます。

鹿島市の環境基本計画の基本理念の中に、これは一番最初に「恵み豊かな自然環境の継承」ということで、「私たちが健康で安全、かつ快適に生活できる基盤である良好な環境は、生態系の微妙なバランスや生物多様性の豊かさで成り立っており、その恵沢は「将来への預かり物」とも言え、現在の世代と将来の世代が共有すべきものです。特に、生物多様性から受ける恩恵には今後も大きな可能性がありますが、化学物質等によりミツバチやアカネ（赤トンボ）類が減少するなど、生物多様性そのものが失われつつあり、現在の環境を次の世代に継承するために、保全及び創造に取り組みます」という、このことを一番最初に掲げられておりますが、ここにミツバチやアカネ類と具体的に例を挙げておられますが、なぜこの２つが登記されたのかなという、その生息状況、実態などがもしわかっていれば教えてください。

また、ラムサール条約湿地登録を受けてさまざまな事業に取り組まれるようですけれども、県の事業である自発の地域創生プロジェクトというのに出会いましたけど、これと鹿島市が取り組むラムサール関連事業とのかかわりがどうなっているのかなということもお聞きいたします。

さて、肥前鹿島干潟のラムサール条約湿地登録を受けて、11月はシンポジウムの花盛りでした。11月８日にはクロツラヘラサギネットワークシンポジウム、11月14日がラムサール条約の登録記念イベントでした。11月28日も「森里川海」プロジェクトとずっと続いたということを覚えておりますが、その中で、やはり市民が干潟や干潟にすむ生き物たちとかかわることが重要で、そのためには環境について学ぶ機会が必要であるとシンポジストから提案がありました。

鹿島市全体の学校で鹿島市全体の子供が学ぶことが必要ではないかという提案に、教育長は鹿島市全体で取り組みますとお答えいただいたというふうに思いますが、具体的にはどのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたしたいと思います。

そして、このようなラムサール条約推進については次年度から本格化するという答弁を９月議会ではいただいたところですけれども、これからも本格化していく環境政策の推進に本当に現在のままの組織で大丈夫なのか。再質問になりまして、くどいようですけれども、今のままの組織で十分であると考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

市長も冒頭申されましたけれども、組織を頻繁に変えるのは考え物というふうなことでもありました。一応国際的な条約に参入をしたというふうなことでございますので、組織も見直さない、人員もふやさないということでございましたけれども、これは本当に本気でやる気があるのかなと周りから受け取られてもいたし方ないのかなと思います。この組織と政策の遂行についてどうお考えなのか、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、大きな項目で地方創生とニューツーリズムについてですけれども、ニューツーリズムといいましても一般には余り聞きなれないというふうな方もおられると思いますけど、まず語句の整理から、ニューツーリズムとは何なのか、どのような趣旨で行われているのか。例えば、グリーンツーリズムとかエコツーリズムとかいう言葉もありますけれども、どう違うのかなという説明をいただき、その後、鹿島市としての取り組みをお聞かせ願えればというふうに思います。

さらに、本年度から始まった佐賀県の事業である農村ビジネス創出事業というのがこのニューツーリズムにかかわってくると思いますが、この事業と鹿島市の取り組みとのかかわりを教えていただければというふうに思います。

また、このニューツーリズム、グリーンツーリズムの最も進んだ形として、農家や漁家、猟師さんですね、そこへの民宿、農家民宿とか農家民泊が推奨されておりますけれども、なかなか進展をしないということも伺っているところでございますが、実態はどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

最後に、エコツーリズム――エコツーリズムということは環境という意味でしょうから、環境下水道課の対応になるのかなと思いますが、このコース設定等については、動植物とか歴史とか民俗とかに精通していかなければできないと思いますので、どういうふうな形でさ

れるのか、組織内で計画をされるのであれば、現在の組織、人員で対応できるのかということのまた再質問になりますけれども、お尋ねして、最初の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私から２つお答えをしておきたいと思います。１つは、自然が豊か、これはいろんな場面で使いますし、皆さんもお使いになっているんじゃないかと思いますから、これについての話。それから、組織の話。

まず最初に、自然が豊かということは、あんまり文章学をやってもしようがないんですけれども、わかりやすく言うと、自然が豊かというのは２つに分けて考えたほうが僕はいいと思うんですよね。その場合の自然て何だろうか。いろんなことで、これは辞書を引くと出てきますけれども、１つは、人の作業が何も加わっていない、そのまんまの状態。自然に何にもしない、例えば、自然に立っておけとか、いろんな意味がありますね。自然という意味。もう１つは、地球とか地勢、そういう地理学みたいな話から見て、山とか川とか海などがあって、人工物がほとんどない場合が自然と。３つ目が、これは一番典型的なんですけど、人間が何もいなかった、昔、恐竜とかなんとかがおった時代のことを考えていただくと、ジャングルとか原生林は自然と言いますよね。テレビなんかでよく表題で使われます。４つ目がもっと広くなって、銀河系とかなんとかも自然という言葉を使われますね。これは全くそういうのと関係なしに、人間の行動で自然というときは、何も意図的じゃなくて勝手に動くのを自然に動くとか言いますから、そういうのを自然と言うんですね。

僕らが使うときは「豊か」というのが大体くっつくんですよ。それはどういうことかというと、多分、鹿島のことを頭に置けば、緑が多いとか、それから、森林の比率が高いとかという感覚ですよね。もう１つは、議員もさっきおっしゃっていましたけれども、生物が多い、種類が多い、あるいは希少種が多いとか、そういうときに豊かということになるんじゃないかと思います。それからもう１つは、水とかなんとかがきれい、おいしい、そういうときに豊かと言うんじゃないかと思います。それから、人間をそこに投入したとすれば、人間と自然がきれいにすみ分けられているとか、そういうときに豊かになるんじゃないかと思います。

そういう意味で、私自身が使っていることから言うと、一番最初にお話をした山、川、海が私たちのまちには大量にあると、量的に豊富だと。それから、緑が多いとか、それこそラムサールじゃないですけれども、希少種もいっぱいある、水がうまい、そういうことをいわばなべてといいますか、まぜて、時と場所でいろんなことを使い分けながら自然が豊かと使っているということは御理解をいただきたいと思いますし、そこの点については全く議員が日ごろおっしゃっているのと同じことじゃないかと私は思っております。

もう１つ、組織の話なんですけど、組織を考えるときにいろいろ条件が出てくるんですね。例えば、スポーツなんかで考えていただくのが一番いいんですね。野球をするときは９人ですよね。それでとにかく配置をしないといけない。サッカーだと11人ですか。まちの仕事でいったら、鹿島は250人、佐賀県だったら何千人と。だから、組織を考えるときは、そういう条件のもとに考えないといけないと。

そうした場合に、私たちのまちもそれぞれ部を置き、課を置いて分担を決めております。何をしないといけないかと、これはちゃんと事務分掌が決まっているんですよね。新しい仕事が仮にふえた、そういうときに考えないといけないのは、すぐ看板をかけかえるというほうがいいのかどうか。ラムサール関係といいますか、今回、環境対策を念頭に置いてお話をしておられますので、そっちから入りますと、ラムサール対策は実は始まったところなんですね。終わったところじゃないんです。今から何をやるか。だから、あんまり今すぐ仕事を分担して、これだけのことをやりましょうと決めて、誰がやるとポジションを決めてしまうというのは得策ではないと思っています。

ですから、ちょっと誤解があったかもしれないのは、組織は絶対いじらないということではなくて、いじることも必要なんです。現に最近でもいろいろ、例えば、産業支援課という課をつくってみたり、あるいは看板を変えてみたりということがありましたから、金科玉条を変えないということではないと。そこが決まってからやらないと、今度はまた変えないといけない。これは混乱の種になるだけだということではないかと思っております。

あと、250人の人たち、みんな頑張っています。頑張っていますが、非常に職員の皆さんに無理を言うようですけれども、私自身はサッカー方式が一番いいと思っております。どういうことかというと、自分の決まった仕事だけしかやらないということではなくて、急遽違う仕事も出てくる。そのときはきちっと対応できるという能力を持っておってほしいということなんですよね。したがって、ゴールキーパーはあんまり攻撃に参加しませんが、しないことがないわけではないと。総力を挙げるときもある。みんなして攻めるときは、みんなフォワードになっていくということもありますから、だから、状況によってはポジション外のことでも頑張れる、そういう能力をお願いしたいなと思っております。余り細かく細分化して看板をやってしまいますと、それに安住するといいますかね、ほかのボールをとりに行かないということもありますので、そこは適宜、本当に直さないといけないときは直さないといけないと思っていますので、柔軟に対応します。今回は当面改変する気はないと申し上げたということです。

なお、参考までにお話ししておきますと、名前を言うていいかどうかわからないですけれども、鹿児島県に菱刈という町がありまして、そこの町は逆に各課が余りないんですよ。町役場全部がワンフロアにいます。ということは、何か起きたら誰がやるかは、そのときの状況で指示があるみたいな話だったんですよね。今そうなっているかどうかわかりませんけれ

ども、そういう方式もあります。なぜかというと、人数が少ないときは、余り最初からポジションを決めてしまいますと、それはあっちの係、こっちの係、誰も結局しなくて、テキサスヒットになってしまうということですから、だから、状況によっては肩書、看板も必要ですけれども、それをあんまり固定的に考えないというやり方で私たちはいきたいなと思っております。そういうことです。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

私のほうからは、樋口議員の１番目、２番目、それから５番目、第２番目の５番目ということで私の関連部分を回答したいと思います。

まず、先ほど市長が申しましたけれども、豊かさという定義はいろんな意味がございますということでございます。例えば、大都市の中でも自然豊かとお使いになるときもございますし、また、別のところで使われることもございます。私のほうで考えていた自然豊かというのは、やはり人間がそこから人間の生活のために食物や生活資材を得るのに適した、実際そういうふうなものが有明海であるんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。また、基本的に人間と自然が共生し、お互いにうまくいっている状態を示しているんではないかというふうに考えております。

鹿島市は約50％が山林でございまして、水源の涵養機能、野生生物の生息地、二酸化炭素の吸収源ですね、こういった機能を持っているということでございます。その恩恵を受けまして、地下水を水道水に利用したり、ほとんどが地下水だというふうに思っておりますけれども、環境教育として河川の源流体験などを行うことも可能である。また、先ほど申しましたとおり、当然、有明海は市民の暮らしを支えているというふうに考えているところでございますし、もちろん議員おっしゃられたように、ガタリンピックなどの鹿島市独自の活用もまた一つの方向として行っている。いろんな分野において持続可能な市民の生活環境等の維持等、こういったものを続けていくために、今後、施策もまた展開していかなければならないと思っているところでございます。

また、先ほど樋口議員のほうからおっしゃられました生物多様性の面ですね、この面につきましては少し異なる部分があるんじゃないかなと感じておるところでございます。といいますのは、生物多様性とは複層的な概念であると言われておりまして、生物多様性とは、基本的にあらゆる生物、動物、植物、微生物等を含めまして、これだけで生物多様性の全貌を把握するのは難しいと。たくさんいるからいいという話ではないんじゃないかと。生物多様性には個体種、生態系の各レベルの多様性があるというふうに聞いております。一般に生物多様性は少なくとも３つで捉える必要があると。１番目は個体の多様性、２番目は種の多様性、３番目は生態系の多様性ということで、こういったものが相関関係、いわゆる相互に重

なり合っていろいろな生物の多様性が生まれてくるというふうに思っているところでございます。もちろん私どもが目にするものは既に何十億年という生物の進化と分化の結果であるというふうに考えているところでございます。

その中で、鹿島市におきましては、こういったいろんな意味で生物がたくさんいる。確かにおります。御存じのとおり、有明海は全体的に生物多様性の宝庫と言われるまでのものでございます。また、鹿島市の山林等におきましては、ブナの原生林その他、いろんなものがここに存在するということは、私にとってと申しますか、自然豊かな鹿島市と呼ぶにふさわしいんではないかというふうに考えているところでございます。

次に、２番目の環境基本計画の基本理念に「恵み豊かな自然環境の継承」がうたわれ、ミツバチやアカネ（赤トンボ）、これはアキアカネのことかなと思いますけれども、減少が指摘されているが、調査や保存のための施策は行われているのかということでございますが、私の回答といたしましては、鹿島市は環境保全のために環境基本計画を定めております。その中で、行政の役割、市民の役割を定め、中身を推進しているところでございます。その中で、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策を大綱や環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項を定めているところでございます。その自然環境の保全の中で野生生物、植物等の調査などを実施いたしたいと思っておりますので、今後、この施策の展開の中で自然環境の調査等を考えていきたいと思っております。今現在、赤トンボとかミツバチの調査を行っているわけではございません。

それから、私のほうで③の自発の地域創生プロジェクトについて少し触れさせていただきますが、私どもが考えておりますのは、将来的に地域の力を活用してエコツーリズムとか、こういったものを展開していきたいというふうに考えておるわけでございまして、詳しいことは企画財政課のほうでお話になられると思いますけれども、人づくりの一環というふうな形で私どもは捉えているところでございます。

それから、５番目ですが、各課をまたいでの多岐にわたる環境政策の推進が必然となる中、現在の環境下水道課という組織だけで十分対応できると考えておられるのかということでございますけれども、市長が申しましたとおり、ラムサールというものは今まだ始まったばかりでございます。ラムサール条約の協議、推進のためにたくさんの課題が今現在出てきたということでございます。当然、環境下水道課のみで判断や施策の展開等ができない部分も今後また出てくるんだろうなというふうに考えているところでございます。そのために、各課にまたがる議題につきましては、各課との連携会議を開催いたしまして、各課の意見等を踏まえた上で推進を図るようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、ラムサール条約の推進のために、現在、環境下水道課環境係が兼務をしているわけでございますけれども、ラムサール条約に関することや東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークに関すること、自然環境に関することなどを環境基本計画等

に定めております、先ほど質問があったことでございますけれども、これを別の係として設けていただくようにお願いいたしているところでございます。

それから、地方創生とニューツーリズムの中の５番、エコツーリズム推進のためには、生物、植物全般に通じた専門家が必要であると考えられるが、その養成にはどのように取り組まれていくのかということで回答をさせていただきます。

ニューツーリズムについては厳密な定義づけはないみたいですが、従来の物見遊山的な観光に対して、テーマ性が強く、体験型、交流型の要素を取り入れた新しい形態の観光を目指しているというふうに考えているところでございます。その中で、エコツーリズムということで、確かにいろいろな地域性、また、自然、環境、生物の多様性等を十分熟知した方がそこを推進していくというふうなのが非常に望ましいし、また、そういったことを職員が知っているというのが当然だろうというふうに考えているところでございますが、あくまでもこれも地域の力を十分生かして活用していただかないと、もちろんこちらも一生懸命勉強いたしますし、地域の方も一生懸命勉強していただきたい。この新しいものに対する取り組みが進まないことにはどうしようもないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

また、地域のことをよく知って案内できる方の養成は不可欠、確かにそうだと思います。そのため、次年度でございますけれども、エイブルの事業と協力しまして、干潟案内人さん、もしくは自然案内人さんですね、こういった方々を講座を開きながら養成していきたいと、そういったことを考えているところでございます。

また、職員につきましては、環境省の研修等に積極的に参加し、専門家となりますと、これは10年、20年のスパンで考えなくてはいけないんですけれども、環境省の研修に参加しまして、専門家とはいきませんけれども、そういったことに詳しい職員等の養成を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁の途中ですが、午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後１時から再開します。

午前11時59分　休憩

午後１時　　　再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

執行部の答弁を求めます。栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

先ほどの答弁の中で少し補足説明が必要かなということで、②番の環境基本計画の基本理

念に「恵み豊かな自然環境の継承」がうたわれ、ミツバチやアカネの減少が指摘されているがというふうなことを書かれておりますが、この分は基本的に鹿島市環境基本計画の基本理念にうたっているところでございまして、全国的な傾向を示したものでございます。そのとき、平成25年だと思いますが、25年当時、トンボが飛んでこないとか、こういったものがいろんなところで観測されたと。これは実際に調べたものではなくて、体感的に赤トンボがいなくなってきたと、そういったものがかなり出てまいりました。当時は何が原因かというのはまだはっきりしなくて、基本的には地球温暖化の影響だとか、こういったことを言われておりましたので、こういったものを基本理念の中に取り込んでいたものでございます。

それと、鹿島市の森林は50％どうのこうのというふうに申しまして、これはほとんどが造成林、いわゆる植樹されたものでございまして、自然林としては、その50％のうちの約５％から７％ほどというふうに記憶いたしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

私のほうからは、ラムサール条約湿地登録を受けての取り組みと県の事業である自発の地域創生プロジェクトとの関連についてお答えをいたします。

まず、県の自発の地域創生プロジェクトについて御説明をいたします。

この事業は、佐賀県の地方創生先行型交付金、これを原資として財源とした取り組みの一つで、主に３つの事業から成ります。１つ目が地域づくり課題発見・検証事業で、地域づくりの取り組みの動きが見られない、地域課題、資源について共有がなされていない地域に調査グループが入り、地域の状況確認、課題、資源の発見、整理を実施し、結果をフィードバックするという事業でございます。これが鹿島市のほうでの取り組みであります。あと２つは、それを受けてステップアップする事業があと２つ用意をされているところでございます。これは実施期間が平成27年度から30年度を予定されており、佐賀県の支援として、３つの事業に必要な経費は佐賀県のほうで負担をされます。その内容が専門家への謝金とか旅費、会場使用料などとなっております。

この佐賀県の事業の創設を受けまして、鹿島市では、先ほど来あっていますように、ラムサール条約湿地登録を受けて、まだ事業が始まったばかりというか、これから取り組みを進めてまいりますので、それを生かせないかという視点で、このプロジェクトの１つ目、先ほど申しました地域づくり課題発見・検証事業に申請をし、佐賀県から採用いただきまして、11月19日から21日にかけて事業実施がなされたものでございます。地域づくりの専門家、外部アドバイザーですけれども、２人によるラムサール条約推進実行委員会、七浦地区振興会、干潟展望館、商工会議所、観光協会などとのヒアリング、それから、新籠海岸、七浦海浜ス

ポーツ公園、道の駅「鹿島」、海道（みち）しるべ、肥前浜宿、門前商店街、祐徳稲荷神社などの視察を実施され、その後、報告会という形で行っていただきました。報告会では、鹿島スローツーリズムやラムサールといえば鹿島となるような保全と観光を融合させる独自の取り組みなど、肥前鹿島干潟を活用した鹿島市の地域づくりに対して外部からの専門家お二人に助言をいただいたところでございます。ラムサール条約への登録について地域で考えるきっかけとなればと思い、鹿島市から事業に対して申請を行い、実現をしたものでございます。

今後の展開につきましては、専門家からの今回の提案を受けて、ラムサール条約推進実行委員会を初め、関係者の方々や担当課であるラムサール条約推進室がどう受けとめたかによるかと思います。今後、進めていく上での参考、ヒントになればということで今回は実施したものでございます。

佐賀県の事業の趣旨は、文字どおり地域の自発的な取り組みに背中を押す、刺激を与える、そういった観点からの支援を目的とした事業でありまして、関係者の方の今後の取り組み方次第では、今後のステップ、先ほど申しましたあと２つの事業がございますので、これへの取り組みも可能になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

私のほうからは、生物多様性と鹿島市の環境政策のうち、４項めの鹿島市全体の学校で環境学習を具体的にはどのように取り組まれるのかについてお答えいたします。

本年５月に新籠地先の干潟が肥前鹿島干潟としてラムサール条約湿地として登録されたことを機会に、鹿島市の児童・生徒に、貴重な自然が身近にあり、その環境の中で生活できることに誇りを持つとともに、環境を守り育てていくことの大切さを学ばせたいと考えております。そのため、来年度、年間指導計画へ環境教育を位置づけ、総合的な学習の時間などを利用してラムサール条約についての学習や野鳥観察、清掃活動等の実施などを考えております。例えば、講師の先生から湿地について専門的なことを教えていただいたり、野鳥や湿地の生き物等に関する知識を深めたり、体験的な活動を通して肥前鹿島干潟の自然環境に興味、関心を持ち、豊かな自然環境のすばらしさと大切さを学ばせ、進んで地元の湿地を守っていこうとする意欲を高めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

私のほうからは、大きな２つ目の地方創生とニューツーリズムについてお答えしたいと思います。

まず、１つ目の地方創生の一つの手段として、ニューツーリズムの可能性を鹿島市はどのように考えられているのかについてですが、現在、鹿島市内各地区で干潟体験や農家民泊、炭焼き体験など、有明海や多良岳山系という豊かな自然と鹿島市の歴史、文化を生かして幅広い観光ニーズに対応し、都市と農村の交流を鹿島市ニューツーリズム推進協議会で実践されています。この交流活動の高まりを体験事業を実践しているもの同士が連携し、情報収集と情報交換を図り、鹿島ならではの体験プランを充実させ、交流人口の増加を推進するとともに、ニューツーリズムにかかわる人材の発掘を行い、来訪者へ鹿島市の魅力を伝え、地域の活性化に寄与するものと考えております。

２つ目のニューツーリズムの種類や定義はどのように捉えられているのかについてですが、全国的には従来の物見遊山的な観光旅行に対し、テーマ性が強く、人や自然との触れ合いを重視し、体験的な要素を取り入れた体験型観光、交流型観光をニューツーリズムということで、現在、大きな関心が寄せられております。

ニューツーリズムには、農山漁村を訪問して、自然と文化、そこに暮らす人々との交流をするグリーンツーリズム、環境学習の要素を持ち、自然を探訪するエコツーリズム、島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した浜辺での生活の体験を通じて心と体をリフレッシュさせる余暇活動などのブルーツーリズムなどがあります。これを地域の自然や産業などの特性を生かし、自然や人との交流に重点を置いた体験型、交流型観光を総称してニューツーリズムと提唱されております。

鹿島市では、海と山に囲まれたニューツーリズムを楽しむことのできる恵まれた環境ですので、さまざまな体験観光を即して新たな自然体験型観光として発展させてまいりたいと思っております。

３つ目の佐賀県農村ビジネス創出事業の中でグリーンツーリズムはどのように捉えられているのかについてですが、この佐賀県農村ビジネス創出事業は、中山間地域等の農村部において、農産物直売所や観光レストラン、農家民宿等の農村ビジネスとして創出し、地域の魅力を磨き上げ、福岡都市圏等の消費者に対してＰＲを強化して、都市部の消費者を農村部に呼び込んで消費をふやすということで、農村部地域における所得確保と地域の活性化を図ることを重要視されています。

現在、佐賀県生産者支援課が主体となり、佐賀県農村ビジネス創出戦略策定事業に取り組まれており、県内の農村ビジネスの現状調査と分析ということで、農産物直売所、農家レストラン、体験農園、農家民宿などの現状調査と分析が行われているところです。また、消費者についての動向調査、分析も同時に行われております。関係者からは、今後の農村ビジネスの磨き上げに何が必要なのか、魅力の情報発信をどうすべきかなど議論し、戦略を今後つ

くっていくこととされております。今後、来年度以降作成された戦略に基づいて具体的な取り組みを行うということになっております。グリーンツーリズムにおいても、体験農園や農家民宿などといった取り組みで農村への交流人口を拡大することを図っていきたいと思っております。

４つ目の農家民泊の推進が滞っていると聞くが、打開策は検討されているのかについてですが、グリーンツーリズムで農家へ宿泊する形態には農家民宿と民泊という２つの形態がございます。農家民宿は、農林漁家が旅館業法上の営業許可を取得し、農林漁業に関する体験等を宿泊者に提供するものになります。また、一方の民泊ついては営利を目的としないボランティア的な宿泊形態で、宿泊料を取ることはできません。民泊を実施されているところでは、主に体験教育旅行として児童・生徒を受け入れ、宿泊体験を提供されております。ここでは、民泊の場合でも体験指導に伴う実費相当額を体験料として受け取られております。

農家民宿については、御承知のとおり、現在、鹿島市内で１件取り組まれております。この農家民宿に取り組まれている農家をふやしていこうと、鹿島市ニューツーリズム推進協議会で、会員や、実際、農家民宿に興味がある農家の方々を対象に数年前から先進地視察ということで、長崎県の松浦市とか伊万里市、唐津市、大村市などへ実際体験や宿泊しながら推進を行ってきたところでございます。

今月２日、３日には九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2015ｉｎ佐賀が開催されました。九州各地でのグリーンツーリズム実践者が年に一度集まり、農業体験や取り組み事例の報告、交流会などを通じて、九州のグリーンツーリズムの推進を図る内容となっています。

鹿島分科会では昭和の田舎暮らし体験を実施し、約20名の方が参加され、有明海の伝統漁法、棚じぶ体験やミカン狩り体験後、築100年以上の古民家を改修した民宿に泊まり、かまどでの炊飯や五右衛門風呂などに入浴するなど、昔ながらの生活体験が行われました。また、夜には鹿島市ニューツーリズムの関係者も参加し、交流が行われたところでございます。

今後は鹿島市ニューツーリズム推進協議会の中で民宿、民泊の研究会をつくって、受け付けから運営までの組織をどうしたほうがいいのか、何が問題で民宿や民泊がふえないのか、個々の問題なのか、条件整備なのか、それを拾い上げて問題解決に向けて研究してまいりたいと思います。また、集落内の空き家を活用することなどを視野に入れて研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

たくさんの方がいろいろ御答弁していただきまして、大変ありがとうございました。

まず、最初のほうからいきたいというふうに思いますが、自然が豊かでというキャッチフ

レーズですが、一般的にどのような感じで使われているのかなということで、私は難しく生物多様性がどうのこうのという意味の質問ではなかったわけですけれども、やっぱり私としては、とにかく鹿島が自然が豊かであるということを地方創生の切り札じゃないですけど、基本の部分に据えておきたいという思いがあったということで、もう少し詳しく質問したいんですけれども、市長がよくおっしゃるとおり、生態系の多様性といいますか、鹿島は海があって、川があって、平野部があって、森、山まであるというふうな多様性にすぐれている。それは本当に誇っていいのかなというふうに思いますが、具体的に一つ一つの森林、山とか、そういったところが健康であるのかなというあたりも私はちょっと危惧しておりまして、まず、森というふうなことですけど、先ほど課長のほうから御答弁いただきましたけど、約50％が鹿島市の森林面積であると。そのうちの９割以上は人工林であるというふうにお答えいただいたということで確認しておりますけれども、ヒノキとか杉とかの人工林と広葉樹といいますか、そういったことで比較すると、生物多様性という意味では広葉樹のほうがすぐれているし、栄養分を土に供給する力も広葉樹林のほうが強いというふうに理解しておりますが、その辺、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

確かに議員おっしゃられるとおり、広葉樹と針葉樹というふうな比較をいたしますと、やはり広葉樹の葉っぱのほうが有機質の高いものになってくるとは思います。そこに雨が降りまして、これが腐敗と申しますか、こういったものになりまして、栄養分となって川に流れ込むという形になると思います。

ただ、実際、鹿島市のほうでも平成６年度からこれに着目いたしまして、海の森づくり事業とか、こういった水質改善に寄与するようにしておるところでございます。また、鹿島市の一番上、どっちかというと太良町も入ってくるわけでございますけれども、経ケ岳やその周辺のブナとか、いわゆる広葉樹のところでございますけれども、こういったものが佐賀県生物多様性重要地域として認定をされているということでございまして、森林においても、やはりかなりの自然というか、森林そのものがですね、基本的に植えるということは栽培という考え方もございましょうが、広葉樹と比較して、それは針葉樹はそうでしょうけれども、私としましては、森林が多いということは自然が多いと考えてもいいんではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

ここで針葉樹がどうのこうのというふうなことを言うつもりはありませんけれども、森と一般に捉えられていてもいろんな多様性があるというふうなことで、それぞれにそこにすむ生き物なんかもまた違ってくるであろうという意味で、同じ山でも、森林でもいろいろなところがあるという捉え方をしていくべきだというふうなことで確認したいと思います。

次に、これは山からずっと下ってくるわけですけど、耕作地が今、荒廃農地というふうなことで問題になったりしておりますけど、もちろんそういった意味でも耕作地の豊かさというのはあると思うんですけれども、生物多様性ということを考えたときに、水田の中でこのごろカエルの鳴き声が余り聞こえないというふうに感じるんですけれども、そういったことの確認とか情報とかがもし入っていたら教えていただければというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

先ほどの水田の中でカエルの声が聞こえなくなったということでございますけれども、実際、水田の面積そのものは余り変わっていないんでしょうけれども、現在かなりの率で転作等が行われております。いわゆる水田にしなくて、ほかの作物をつくるということでございますけれども、これによりましてもかなりの水田の減少が見られておりますので、実際、水田の中にいる生き物については減少していると言っても過言ではないかと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

生物の調査を行うということも先ほどいただきましたので、ぜひそういった視点でもまた調べられたら新たなことがわかるんじゃないかなというふうに思います。

耕作地とかで里地の豊かさというのは、やっぱり水田や畑の周りの野草、草の存在ですね、これは本当に耕作者にとっては難解な問題ですけれども、幾ら除草剤をかけても根絶はできないので、いかに共存していくかなというあたりもちょっと考えなくてはいけないのかなと思いますし、日本らしい風景とかいうふうなことを考えた場合には、やっぱり古来からある野草の存在とか、それは非常に重要ではないかなと思いますし、そういった文化をつくっていくということも、ある意味、里地、耕作地の豊かさにつながるのではないかとか、あるいはこのごろつくづく思うんですけど、千菜畑の話もしましたけど、千菜畑につくっておられる緑の野菜を見るとほっとします。どこでも頑張りよんさんねというふうな感じと、それから、やっぱり緑の豊かさといいますかですね。だから、家の周りの美しさ、あるいはこの辺の人たちは全て家の周りに木を植えたりとか、あるいは花を栽培したりとか、庭を飾ってお

られますけど、そういった美しさもやはり鹿島の自然の美しさにつながるのかなというふうに思ったりしております。

次に、川とか水ということ、これは本当に周りの市町とか、あるいはほかのところに行っても鹿島市の水の豊かさというのは誰もが言っていただけるものだというふうに思いますけれども、その中でも美しさを維持していかなくてはいけないという意味で、ある方も言われたんですけど、中木庭ダムができてからもう何年になるんですかね。その後、ダムの影響で水質が変わったとかなんとか、そういったことを調べられているのかどうか、あるいはちょっと変化をしたよというふうな情報があるのかどうか、教えていただいたらというふうに思います。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

環境下水道課では、河川につきましては、ほとんどここ10年以上、河川の水質調査を行っております。ですが、多分おっしゃられているのはミネラルとか、こういった細かい微小栄養素ですかね、微小何とかというものだったと思います。これについては専門機関でないとできませんので、それについては調べておりませんが、水質そのものについては、以前と比較いたしまして、ＳＳ、いわゆる透明度、それから、生物的酸素要求量、大腸菌群その他調べましても、どっちかというとよくなっているという感じが出ております。ほとんど変わっておりませんけれども、そういった結果が出ておるところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

私、一見した感じでは変わらないというふうなことでありますけれども、長期間にわたってするとどうなのかという視点も必要かなと思いますので、調査といいますか、そういう水質検査等をしながら見守っていくことが必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

河川につきましては、いろいろ希少な生物もすんでいるというふうに思いますけれども、そういった鹿島市内にすむ淡水魚、有明海のほうの生き物は結構調べられているのかなというふうに思うんですけれども、淡水にすむ生き物なんかの――これをしていると、また後でエコツーリズムとかなんとかにも利用できるかなという意味も含めまして、そういう調査というのが行われているのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

基本的に河川のことでございますけれども、専門家による調査というのはまだ行っておりません。

ただ、毎年でございますけれども、子供たちに河川に入っていただいて、そこにすむ水生生物の調査を毎年行わせていただいております。その中で、非常に希少な生物とかいうものもかなり見つけていると思います。もちろんプラナリアとか、エビの仲間とか、そういったものは当然河川がきれいかどうかという指標のうちに入ってくるわけでございますが、ただ、一般的に鹿島の河川はほとんどが多良岳山系、水系に入るわけでございますが、源流から一気に河口まで下るという、源流を持ちながら河口まで持っているというところでございます。もちろん有明海を抱えておりますので、ヨシノボリ類ですね、いわゆるこういったカワムツとかいうものがかなり上のほうまで上がってきているということでございます。また、メダカもこのごろ減少しているというお話もお伺いしますけれども、メダカ、回遊型のカジカ、ニガブナですね、こういったものも生息していると。また、アリアケギバチという珍しいものでございますけれども、こういったものも生存が確認されているということでございます。

ですから、珍しいものがいるから豊かかという問題ではございませんけれども、そういったいろんな生き物がまだまだ川の中に存在し、多様な生物体系をつくっているということが確認されているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

今となっては、本当にメダカであっても、カワムツであっても、先ほどのいろんな魚たちであっても、これはやっぱり鹿島市の財産ではないかなというふうに思うわけでございまして、そういったものを、どこにどんな生き物がすんでいるという調査といいますか、そういうことをして地図に落とすとか、そういう作業もこれからは必要になってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

次は有明海のことですが、有明海については本当に語ればいつまでもというふうな問題がありますので、この有明海の豊かさには深入りしないというふうに思いますけれども、とにかく鹿島市というのは水が豊かで、いろんな海、川、谷、里地、それから、森もあって、すばらしい自然環境に恵まれていると。これを子供たちの未来に豊かに受け継いでいきたいというふうな思いを込めまして、この項目は終わりたいと思います。

次に、いわゆるミツバチやアカネ類について環境基本計画の中に掲げられている分の確認ですけれども、一般的にこの２種類についてはある種の農薬が影響しているんではないかな

というふうなことが盛んに言われておりまして、一般的にネオニコチノイド系農薬というふうなことで言われておりますけど、これを意識して掲載されたのではないかなと私が受け取ったものですから、その辺はいかがか、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

栗林環境下水道課長。

○環境下水道課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

この環境基本計画を作成いたしました時点というのは、平成23年ぐらいから構想をずっと立てておりましたので、この赤トンボというのが実際にテレビで取り上げられたり、新聞で取り上げられたりし始めた最初のころでございました。その原因につきましては、水田の減少ではなかろうかとか、赤トンボは水田に６月ぐらいに卵を産みまして、それから、山のほうに一回帰って、またおりてくるということを繰り返すわけでございますけれども、その田んぼ自体がどんどん減っていったんじゃないかというふうなことが１つと、それから、さらに地球温暖化の影響ですね、こういったものではないのかとか、酸性雨の影響じゃなかろうかというふうなものが、まだまだ中身的にははっきりわからず言われていたときでございます。

実際にその背景にということで実験が行われまして、平成24年の末ぐらいだったと思いますが、石川県立大学ですか、そこで実験が行われまして、そういった影響があるというものが出てきたのが25年の頭ぐらいだったと思いますので、その時点でははっきりこれだということはわかっていなかったと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

学術的に、研究者といいますか、いろいろ意見が分かれるところだというふうに思いますけれども、問題は、何が原因かの次はここではちょっと難しいのかなと思いますけれども、いわゆる赤トンボが少なくなった、いなくなった、あるいはミツバチが少なくなったというふうなことがやっぱり問題かなというふうに思うわけです。

ミツバチの減少というのは、例えば、受粉を媒介しますから非常に重要かなというふうに思うんですけれども、農業界といいますか、農家の方なんかでミツバチの減少というのを指摘されているのかどうかをお答え願えたらありがたいのですけど。

○議長（松尾勝利君）

橋口産業支援課長。

○産業支援課長（橋口　浩君）

お答えいたします。

ミツバチの減少につきましては、現在、市内のほうで一番多く使われているのは、イチゴ農家のほうが交配用として一番使用されているんではなかろうかというふうに思っております。ここ最近はないわけですけれども、数年前につきましてはミツバチの不足ということで、非常に交配について苦慮をしたというふうな年もございました。先ほど環境下水道課長のほうからございましたように、やはり地球温暖化の問題なり、そういったものが影響したんではないかというふうなことでありましたし、また、実際、蜂が入ってきておりますオーストラリアあたりの女王蜂等の輸入ができなくなったりとか、いろんな可能性があったというふうなことで聞き及んでいますけれども、現在のところは生産上は問題ないと言われております。

また、特にミツバチがいなくなった原因の中で、水稲関係のウンカ類等々の防除等がございます。それにつきましても、実際、散布等につきましては考慮しながら農協のほうもされておりますし、養蜂農家と実際の生産農家が連携をしながら、ある面では生産を上げていくという面も必要でございますし、ある面では環境を守っていくというものも必要になってくるというふうな中で、お互いしっかりと話し合いをしていただきながら、現在、対応をしている状況ではなかろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

ありがとうございました。

いずれにしても、ミツバチも、養蜂家さんが飼われているのは西洋ミツバチという種類であって、日本ミツバチというもともと日本にいるミツバチもいますので、その辺の調査というのはなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、これからもミツバチには注意をしていかなくてはいけないし、先ほど言いました赤トンボですけれども、やっぱり童謡に歌われている日本のある意味では原風景ですよね。それがいないというのは、本当に日本というものを形づくる上でちょっと寂しいかなというふうに思いますので、これからもお互いに研究しながら、残せるように努力をしていければというふうに思うところでございます。

次に、自発の地域創生プロジェクトはよくわかりましたけど、結局、私は県のほうの予算で何かラムサール関係の事業ができるのかなという視点でちょっと尋ねたんですけれども、そういうことではなくてということで理解をしました。提案を受けて、これから取り組むということで期待をしていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、環境学習のほうですけれども、年間計画を立ててというふうなことをお答えいただきまして力強く感じました。ありがとうございました。

その中で、講師を呼んでとかいう話もございましたけれども、総合的な学習で行うということもおっしゃいましたので、やっぱり総合的な学習、私もちょっと携わった経験はございますけれども、結局、教職員の理解がどれだけあるのかというあたりも非常に大切だと思います。というよりも、これが全てを決めるんじゃないかというふうに思っておりまして、やっぱり教職員の方が有明海について造詣を深めるというか、そういう研修が非常に必要かなとも思いますし、武雄市なんかは新しく来られた教職員の方に武雄市の歴史とかなんとかを夏休みに研修する日を１日つくっておられました。ぜひ鹿島市に新しく来られた先生方にも有明海についての研修をするような場というのもあったらなというふうに思いますが、職員に研修等はどういうふうにお考えでしょう。お答えください。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

鹿島市のよさ、自然のよさについては、私、教育長になりましてから、ぜひ先生方にわかっていただきたいということで自分自身進めているつもりでございます。それこそ先ほど樋口議員おっしゃいましたように、鹿島市に初めて来られた方、特に新採で来られた方あたりには、鹿島市の最初の研修会の折に、実は「鹿島市民の歌」を流しながら、私自身が作成したパワーポイントの写真集を見てもらっております。ほとんど鹿島市のホームページに掲載されているものを使っているんですけれども、一部には有明海の鳥の様子とか、それこそ今は肥前鹿島干潟になりましたけれども、新籠の海岸あたりを見てもらっております。それから、つい先日になりますが、11月二十何日だったと思いますが、北鹿島小学校のほうで研究発表会が行われました。それで、そのときにたまたま私自身が撮った干潟の野鳥のファイルを持っておりましたので、急遽その場で写させていただいて、それこそクロツラヘラサギがくちばしであせくっている様子とかいうのを参加された先生方にも見てもらった次第です。

とにかくいろんな機会を捉えて先生方に知っていただきたいし、子供たちにも知ってもらうように仕向けていきたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

ありがとうございました。

もう１点確認をしたいんですけど、小学校は総合的な学習で取り組める機会が多いのかなと思いますけど、中学生もこういった学習をするようになっているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど私が答弁しました年間指導計画への位置づけにつきましては、小学校、中学校、いずれの校長先生のほうにもお願いをしているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

ありがとうございました。確認できまして、安心しました。やっぱり理解が大きい中学生もぜひこういった方面にも目を向けていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、新しい組織のことを市長もお答えいただきましたし、課長もお答えしていただきました。９月よりも意識が上がられたなというか、何かやる気が出てこられたなと私も受け取っているところでございますけれども、やっぱりいろんなところでも自然共生室とか環境政策課とか、そういうふうな課を挙げて取り組んでおられると承ったほかの自治体もございますので、ぜひ力を合わせられて全体で盛り上げていただければなと思います。

次に、ニューツーリズムのことですが、まず、ありがとうございました。力を入れてニューツーリズムを広げていきたいというお答えだったというふうに思いますし、それから、農村ビジネス創出事業、これについても検討していただいたということでいいんですけど、私がちょっと気になっているのは、まず、農家民宿、農家民泊というふうな「農家」というものの定義が、農業体験ができるというのは、いつも言っていますけど、千菜畑を持っているような家庭は幾らでもありますので、できるのかなと思うんですけど、農家というのをどのように定義してするのかなということと、農家であるならば、商工だけじゃなくて、農林水産課のほうもかかわってくるのかなというふうに思ったり、その辺のことをどう考えればよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

まず、お答えする前に、先ほどちょっと言いそびれた分がございますので、お答えしたいと思います。

大きな２番の⑤のエコツーリズムの推進のためには、生物、植物全般に通じた専門家が必要であると考えられるがということで、ちょっと御紹介したい部分がございます。これはニューツーリズムと関係しますので、観光の立場より御紹介したいと思います。

かしま観光戦略プランＶｅｒ．２の戦略におきまして、鹿島流おもてなしに取り組んでい

るところでございます。具体的には体験活動のプランニング指導者の認定をふやすということで、グリーンツーリズムインストラクターを毎年１名以上育てていくということで目標を立てて取り組んでいるところでございます。このインストラクターは、地域固有の資源を生かしたグリーンツーリズムの担い手を育成するために、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が実施するものでございまして、全国に2,000人を超えるインストラクターが活躍されております。鹿島市においても、鹿島市ニューツーリズム推進協議会の中に２名の方が受講を修了されており、市内で体験観光などを安全で安心して楽しく体験いただこうとインストラクターとして活躍していただいているところでございます。

今後もさらなる普及と定着を図るために、農村を訪れられた人たちが充実した余暇を安心して過ごされることができる受け入れ態勢の整備と繰り返し訪れてみたいと思えるような魅力的な地域づくりを進めることが重要と思っておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

先ほどの農家の定義ということですけれども、農家民宿での農家とは、体験ができるような農地を所有している者、または借り入れにより耕作を行う者並びに養畜を営む者と位置づけられております。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

農家民宿、民泊については、以前は農業生産組合ですかね、そこに認められたところじゃないとだめというふうな話もあったんですけれども、今の話だと、農業体験ができる人ならば結構幅広く受け入れますよといった回答だというふうに受け取りましたけど、それでよろしいんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

○商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

農家民宿と普通の民泊と２種類ございまして、農家民宿というのが旅館業法上の許可を得てされるものでございまして、そのときの定義の農家というのが先ほど申しました農家ということです。民泊につきましては農家という定義はございませんので、一般的な民家に宿泊するということになります。

○議長（松尾勝利君）

３番樋口作二議員。

○３番（樋口作二君）

ありがとうございました。

最初は民泊から始まるべきだというふうな話も伺っているところで、これを機会にぜひたくさんの受け入れ家庭をつくって、鹿島市でも修学旅行生とかなんかを受け入れるような形をつくっていったら、もっともっと鹿島市も交流人口が拡大しまして、活性化につながるのかなというふうに思っているところでございます。

エコツーリズムも同じように、いろんなことを調べながら一体となって、グリーンツーリズム、エコツーリズムとか分けなくても、一緒になって活動できるような鹿島市であればなというふうに思います。

そういうふうにして、ラムサール条約登録を機に鹿島市がエコタウンのモデルになるような市民意識の向上とか理想的な循環型社会が構築されるように期待して、一般質問を終わりたいと思いますが、もう１つキーワードが隠れておりまして、やっぱりこういうのは１つの課ではできないので、いろんな課と連携をしながら、鹿島市役所を挙げてやっていただきたいという期待を込めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で３番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後２時から再開します。

午後１時51分　休憩

午後２時　　　再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

４番議員の中村和典でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は３点について質問をいたします。まず、１つ目は農業委員会制度の改正について、２つ目はＴＰＰ大筋合意と鹿島市農業について、３つ目は第六次鹿島市総合計画の基本計画、農業・林業・水産業の施策についてであります。

来年４月１日から施行されます農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年８月28日に成立をいたしました。特に農業委員会等に関する法律の改正につきましては、鹿島市の本定例会におきまして、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例や費用弁償支給条例の一部改正案等について審議をいたしておりますが、十分に理解できない部分がありますので、質問をいたします。

今回の農業委員会法の改正には４つの要点があり、１つ目は農業委員会の事務の重点化、２つ目は農業委員の選出方法の変更、３つ目は農地利用最適化推進委員の委嘱、４つ目が農業委員会ネットワーク機構の指定など、農業委員会組織の役割や組織運営全般に係る抜本的

な見直しとなっております。
　そこで、お尋ねをいたします。
　なぜ今回このような改正が行われたのか、また、ただいま申し上げました４つの改正点の概要についてお答えください。
　次に、ＴＰＰの農業分野への影響等について質問をいたします。
　ＴＰＰが大筋合意されました。衆参両院の国会決議が関税協議の対象から外すことを求めていた重要５品目は、関税撤廃ではなく削減だから約束を守ったとか、対策をすればいいというイメージが先行しております。１年半、何を交渉していたのか。牛肉や豚肉の関税削減は2014年４月にオバマ大統領が来日された際、一部のメディアが報道して、誤報とされたとおりの内容でありました。また、協定文書の全文公表により、日本の農産物の関税は発効７年後にさらに譲歩させられる可能性があることも明らかになりました。それでも、ＴＰＰ対策予算をばらまけば農家はおとなしくついてくるとまで言われております。
　去る11月10日の鹿島市議会の決算審査特別委員会におきまして、ＴＰＰに関する質問を中村一尭議員がなさいました。それに対し、市長はこう答えておられます。今回のＴＰＰは、いろんな切り口はあるが、従来のウルグアイ・ラウンドや東京ラウンドと違うところが３つあります。１つは、従来は交渉の経過が漏れていたが、今回は約束がとにかく漏れなかった。２つ目は、影響が広い範囲になる。物すごく広く、金融からサービスまで全体像がわからないので、影響がどうかという判断は非常に難しい。３つ目は、最後を見てみないとわからないが、期間が非常に長い。これまでは条約発効直後に影響が出るもの、せいぜい３年から５年ぐらいだったが、ウルグアイ・ラウンドのときも８年間の対策を組んだが、今回はそもそも関税の引き下げが15年後とか20年後となるので、対策期間をどうするのか、全く見当つかない。また、農業問題は多分とんでもないものが鹿島市に影響するかもしれない。例えば、医療とか金融とか。この３つをどう見きわめるのか、これについては大綱を見て、余り先走って勝手に影響があるだろうと思ったら、人心を惑わすということもあり、おくれないようにしないといけないが、あんまり思い込んでやると、とんでもないことになる。そういうことを頭に置きながら作業をやっていくと発言されています。
　また、本定例会の演告においては、「ＴＰＰに関しましては、御承知のとおり、現地時間の本年10月５日、米国アトランタで開催された閣僚会合において、協定についての大筋合意がなされました。農産物など多くの分野について、これから具体的な内容が次第に明らかにされていくことと思っておりますが、鹿島市に今後どのような影響が出てくるのか、特に安価な輸入品との競争にさらされる農業を中心に、国の支援策を含め、その動向を見きわめていかなければならないと思っております」と述べられています。
　次に、ＴＰＰに猛反対であった私たち農業者のＪＡグループの最近の動きについて御紹介をいたします。

ＴＰＰの大筋合意後、10月15日に開催されましたＪＡ全国大会におきまして、ＴＰＰ対策運動の継続・強化に関する特別決議を採択し、引き続き運動を展開することが確認されております。

その内容の１つ目の柱は、大筋合意内容と国会決議との整合性検証により、国民にその内容を公表する運動の構築。２つ目の柱は、食料の安定生産、安定供給、食料自給率の向上を図り、農業・農村を振興する万全な対策運動の構築。３つ目の柱が、21分野の大筋合意内容が国民生活に与える影響を検証し、広範な組織との連携による国民の生命と我が国の主権を守る運動の展開。これからが正念場の運動と捉えています。

そこで、お尋ねをいたします。

きのうも福井議員、松尾征子議員の質問に答えていただいておりますが、ＴＰＰ大筋合意及び政策大綱が発表されて、市長御自身はどう感じておられるのか、御所見をお聞かせください。

次に、第六次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画について質問をいたします。

総合計画につきましては、本市のまちづくりの指針として、また、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、市民と市役所職員の協働による手づくりの計画であります。

平成28年度から５カ年を目途に実施されます第六次鹿島市総合計画につきましては、本定例会に議案として御提案いただいているところであります。私は今回、第１章の産業の振興、その１、農業・林業・水産業の施策の展開方向及び主要施策についてお尋ねをいたします。

第五次総合計画との変更点及び第六次総合計画に上げてある農林水産業の施策を100％遂行するために必要な財源はどれくらい見込んでおられるのか、お答えください。

以上で総括質問を終わります。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

何点か御質問ございましたが、特にＴＰＰのところはこれまでの発言を挙げていただいて御質問があったので、私のほうからそれについてお答えをしたいと思います。

まず、これまでこの議会で私が何度かいろんな角度からお話をしてきましたのは、おっしゃったとおりですよね。そのままなぞってありますので、それは繰り返して申し上げませんが、その後、少し、多分お答えはできなかったというか、しなかった部分で変わってきたものがあると思います。１つは、国会の開会が１月４日からと決まりましたですよね。その中に恐らくとりあえずのいろんなＴＰＰ対策が提案されると思いますが、特に御心配のというか、御関心を市民の皆さんが持っておられる農林水産業対策については、おおむね4,000億円弱の補正予算になるんじゃないかということが新聞情報なんかで出ておりますので、その額になると思いますが、それは従来余り出てこなかったということだと思います。

ただ、それはそれとして、これまで言ってきた中で少し見方を変えて、同じことをテープレコーダーみたいにずっとしゃべってもお互いあんまり生産性がありませんから、角度を変えてお話をしてみたいと思います。

市内ではどういうふうにこれから対応していくのか。わかっているのは、28年の秋に今よりもずっと具体的な、恐らくかなりの係数を上げたＴＰＰ対策が公表されると思います。それまでに待っているのは一番いかん。何もしないで待っていましょうと。これはきのうも言いましたけれども、今回は農業だけじゃなくて、地方創生とかＴＰＰ、さらに税制改正もかぶってきますので、いろんな角度のことを頭に置きながら、じっと待っていると、世間で言われるゆでガエル現象になってしまうんですよ。ゆでガエル現象って知っとんさると思いますが、カエルを水の中に入れて少しずつ温度を上げていくんですよ。そうすると、その変化に気づかんで、気づいたときはもう命がなくなっていてどうしようもない、そこから飛び出ることもできないというのをゆでガエル現象と言うんですけれども、タイミングを失したり、気づかなかったら命取りになるというぐらいのことだと考えておいてください。ちょっと例えは悪いですけれども、そういうことを絶対やっちゃいかんということなんで、何をやっていくか。一番いけないのは何もしないでじっと待っているということですよ。じゃ、何をするか。

その中で、農業をどのように転換していくかという観点をきょうは少し切り口を変えてお話をしてみたいと思います。新農政時代とか、農政新時代とか、何だかんだ文章はきれいなのを書いてありますが、誰がやるかという話から見たら、私は５つあるんじゃないかと思っています。

１つは、さっき樋口作二議員からもお話がありましたが、私たちのまちの大きな資源であります自然とか、そういう環境とかをもう一度ちゃんと見直して、一番生産資源の最たるものであります土地を誰が本当にこれから責任を持って利用していくかということをみんなで見直さないといけない。これこそ、まさに先ほどの質問の冒頭でおっしゃった農業委員会のかなりの活躍を期待するし、また、活躍してもらわないと、さらに耕作放棄地がふえていく。もちろん耕作放棄地がふえるのは農業委員会だけの責任じゃありませんけれども、活躍をしていただくということを制度は期待して今回改正されたということではないかと思います。したがって、そういう目で関係者がより一層の御精進をいただいて、一番大事な生産資源を誰がどういうふうにやっていくかということを本当にといいますか、しっかりと見きわめてみんなで理解をしていかないといけない。これが第１点だと思います。

２点目、じゃ、そういう土地で何をするか。これは二通りあると思うんですよね。どちらかというと平地では、米麦、タマネギ、あるいは一部の施設園芸も、この品目にみんなドライブがかかってきますから、頑張らんといかん、競争に勝たないといけない。だから、そこで勝つ算段をしないといけないということですね。これは機械もあるかもしれないけど、マ

ンパワーも利用しないといけないということになるんじゃないかと思います。ただ、その中で、今度は戦略品目を我々は探さないといけない。それは何だろうか。主として、これから活躍をされるし、また、ウエートがかからざるを得ない高齢者、女性、きのうもちょっと言いましたけど、やっぱりでき上がりが軽いものです。それから、今、能古見ですか、サフランのように単価が非常に高い、室内で作業できるというようなものを探して頑張らないといけない。条件は軽い、高価、作業が容易というものを探し出すということですよね。それについては一部もう既に着手している品目もありますし、これからより早く手をつけるということですね。

それから、さっきの既存の品目については作型をやっぱり。これはある意味で中村議員のおじいさんの伝統がありますから、ミカンについてはいいものをつくらんといかんということですよね。米については、例えば、新しい形質米をつくっていくかどうか。私たちのまちで期待されているのは酒米ですよね。畜産農家からは餌米、あるいは米については湛水直まきをどうするかという技術論。大豆も麦も高品質化等々あります。これが３番目。今、言いました機械体系の見直しとか、酒米とか、新形質米は３番目の水田農業自体をどう立て直すか。これは干拓地がありますから、そこでメーンの生産手段ですから、そこが水田農業を立て直さんといかんと。これが３番目だと思います。

４番目が一番厄介でもあるんですけど、鳥獣被害がやっぱりなかなか減らないということです。これは鹿島だけじゃない。特効薬は正直ないんですけれども、でも、うまく３つの策を組み合わせられるんじゃないかと思っています。１つは、イノシシの餌となるような出荷できない農産物をほったらかしにしないということです。あと、これは環境対策でもありますけど、生ごみを出したら必ず餌の対象になりますから、すみ分けをきちっとやると。２つ目が防御態勢、侵入態勢と言ってもいいんですけれども、ワイヤーメッシュ等々、電気牧柵とかを使って農地に入れない。最後が捕獲ですよね。なかなか特効薬にはなりませんが、うまく組み合わせて３つを連携させないと、せっかくつくったものがもったいない、生産意欲をそぐということになると思います。

最後が輸出だと思います。これは人口が減ってきますし、マーケットが小さくなりますから、競争に勝って断トツになれればいいけど、そうばっかしもいかんでしょう。そのときにやらないといけないのは、１つは品目の選択ですね。何がいいか。現在、上海から少し引き合いが来ていますのは、ミカンなんですよ。鹿島のミカンはいいと評価を受けていますから、これをどうやって持っていくか。２つ目が、さっき上海と言いましたけど、上海とか香港から、仕向け先のニーズを知らんといかんということですね。３つ目が、じゃ、それだけでいいかというと、そうじゃないんですよ。誰を通じて、どうやって売るか、なかなかこれが厄介なんですよ。方法とルート。現実に香港に行きましたら、いっぱい名の通ったものが出ていますが、残念ながら鹿島の酒が出ていないというようなこともありますからね、いろんな

ものが出ていますけど、ルートと方法をよく考えないといけない。そこで、今からは情報、本気度というか、本気になってやらんばいかんよと。みんないいかげんという意味じゃないですよ。どのくらいエネルギーを投入できるか。最後はそういうものについての一種のテクニック、一種の創作というかですかね、ルートの発掘に我々は力を注がないといけない、そういう思いをいたしております。

とりあえずそういうものについて、ＴＰＰの大筋は決まりましたが、きのうも言いました残りの9,000品目ぐらいのうちの対象がどうなるか、農水産物の2,000品目がどうなるか。まだ恐らく決まっていない部分があると思います。実際大変なんですよ。やった経験からするとね、こんな短期でまとまるはずがないというのが出てくると思いますから、そういうものをよくよく見ていないといけないと思っております。

間もなく恐らく影響試算がされると思いますが、それも影響試算は、例えば、国が幾らになったのを県の何とかで掛けてみるとかいう作業ですから、積み上げじゃないと思いますから、我々はそこを見ておかないといけないと思っております。

当面、従来お話しした中と少し変わった切り口でお話をすれば、そんなところかなと思っております。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

私のほうからは、議員質問の中で農業委員会制度の改正に係る部分について答弁をさせていただきます。

まず、なぜ今の時期に改正が行われたかでございますけれども、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が９月４日に公布されまして、来年４月１日に施行されるということになっております。同法の趣旨は、農業の成長産業化を図るために６次産業化や海外進出、農地集積・集約化を推進できる環境の整備をすることが必要である。このために農協、農業委員会、農業生産法人の一体的な見直しを実施するということに法律の趣旨がなっております。

なお、改正された法律の概要でございますけれども、農業協同組合法の改正では、地域農業が自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力を投球できるようにするためとなっております。

農業委員会に関する法律の改正では、農地利用の最適化、この場合の最適化といいますのは、担い手への農地の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者、農業者への参入促進ということになっておりますけれども、その促進のために法律の改正を行うとなっております。

農地法の改正では、６次産業化などを通じた経済発展を促進するため、農業生産法人の要件を見直すということになっております。

以上の３つの柱から成っておりますけれども、その効果として言われていることは、地域の農協が地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売などに創意工夫を生かして積極的に取り組めるようにすること、農業委員会が農地利用の最適化をよりよく果たせるようにすること、担い手である農業生産法人の経営発展に資すること、以上の３つのことが期待されております。

今回、鹿島市では現農業委員の任期が平成28年２月29日で切れますけれども、その任期が在任特例で経過措置によりまして平成28年３月31日まで延長されますけれども、法律が施行されます４月１日から新しい農業委員会体制に移行する必要がございます。それで、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う条例制定を今12月の市議会でお願いしているところでございます。

それで、改正の条例の中で提案しております具体的な内容でございますけれども、関連していきますけれども、農業委員の任命に関して、まず法律が改正になっております。これまでの農業委員の選出は選挙による農業委員と議会及び農業協同組合、農業共済組合、土地改良区が推薦した委員によって構成されておりました。今回の法改正により、選挙による公選制と議会及び農業協同組合等による推薦制度が廃止され、農業者による推薦と公募により市町村長が農業委員の候補者を市町村議会の同意を得て任命する制度へと変更されました。

また、農業委員の選出でございますけれども、農業委員は農業に関する識見を有し――見識のことですけれども、見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事務に関し、職務を適切に行うことができる者を任命するとなっておりますけれども、この中で農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対して推薦を求めるというふうになっております。それで、農業委員会の委員につきましても、推薦、公募を全域で実施することになります。

一方、今回、農地利用最適化推進委員の新設がなされております。この農地利用最適化推進委員は、先ほど言いました担い手へ農地の集積や集約化を推進したり、耕作放棄地の発生防止や解消を促して農地の利用の確保を図ったり、あるいは新たに農業を営もうとする者の参入促進を図ったりするような業務をしてもらう委員でございますけれども、この農地利用最適化推進委員が今回新設されましたことで、農業委員会が定める地域ごとにこの農地利用最適化推進委員の推薦、公募をすることになってまいります。

また、今定例会でお願いしておりますけれども、政令の基準に基づきまして、農業委員及び最適化推進委員の定数を定める必要がございます。それで、今定例会では政令の基準に従いまして、農業委員を10名、農地利用最適化推進委員を21名ということで条例の制定をお願いしているところでございます。

また、報酬でございますけれども、農業委員の報酬につきましては現行どおり据え置きと考えております。現行というのは、農業委員が年額192,100円でございます。一方、新たに

新設されます農地利用最適化推進委員につきましては、業務の内容等を考え、年額132,100円というようなことで今定例会でお願いしているところでございます。

農業委員会の改正の内容につきましては以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

山﨑農林水産課参事。

○農林水産課参事（山﨑公和君）

私のほうからは、第六次総合計画の基本計画についてお尋ねの件でお答えをいたします。

基本計画の第１章、産業の振興、農業・林業・水産業の第五次総合計画との変更点はというお尋ねですが、この点についてお答えをいたしたいと思います。

第五次総合計画の策定の時点と比較して、現在の状況としては、農業者の減少や高齢化、後継者不足がさらに進行してきており、比較的耕作条件のよい平たん部においても担い手やオペレーター等の確保にも苦慮しているというふうな課題も出てきております。また、中山間地域を中心に耕作放棄地の進行、有害鳥獣による被害も継続している状況だと思っております。

一方で、市場からはより高品質でおいしいもの、そして、付加価値があり、安全・安心な品物というものが一層求められてきている状況です。さらに、ＴＰＰ協定交渉の大筋合意の動きなど国際競争力も求められていく状況となってきております。

このような中で、今後も産地として継続し、発展していくためには、活力のある担い手の育成と確保、そして、農地や作業の集約などで生産性向上と効率化を図り、付加価値のある生産ができる環境整備などを進めながら、さらに農業経営の体質強化を図り、それから、消費者から求められる安全・安心でおいしいもの、売れる作物、品種、高品質のものをつくる生産力というものを高め、そして、付加価値のあるブランド、農商工連携とか６次産業化による加工等、そういったところと、それから、情報発信、販路の開拓というところでの競争力を高めていくということが必要だと思います。

第六次総合計画の策定に当たっては、第五次総合計画の成果の分析と評価を行い、引き続き継続して取り組んでいくもの、そして、新たに力を入れていくものを整理してまとめました。

新たに力を注いでいくものとしては、農業の担い手となる担い手への農地の集積の強化、生産コストの低減による競争力の強化、それから、米政策の見直しが行われる中で需給を見据えた水田利活用の取り組みなどを掲げております。

それから、総合計画の別の項になります、８ページになりますが、新たな産業の創出と支援のところにおいては、地域産業の掘り起こしと活用の推進、農商工連携や６次産業化の支援、新たな市場開拓、産地と消費者の連携などによる産業の創出や１次産業の活性化ということを掲げております。

第六次総合計画では、以上の点を踏まえ、主な政策に加えて、今後５年間の取り組みを進めていくこととしているところです。

それから、お尋ねの２点目ですが、第六次総合計画を着実に進めていくに当たっての予算規模についてということでお尋ねでございます。

総合計画の基本計画に掲げた施策について、その具体的な取り組みとして実施していく事業については、毎年策定する実施計画の中にその事業予算も含めて計上して、計画的な事業実施を進めていくことになります。総合計画を着実に進めていくために、事業として実施が必要な時期、必要な事業費というものを精査し、実施計画の中に計上して取り組んでいくことと考えています。

また、事業実施に当たっては、国や県などの有効な施策はしっかりと活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

ただいま農業委員会制度の改正、それから、市長のほうからはＴＰＰについて御答弁をいただいたわけでございますが、ちょっとテーマを絞りながら一問一答を行いたいと思いますが、まず、農業委員会制度の改正について私なりに感じた問題点を幾つか挙げてみたいと思います。

まず、農業委員の公選制の廃止ということで、今までの市町村長の権限じゃなかった分から市町村長による農業委員の任命制が新設をされております。こういった任命制になりますと、事務手続が大変で、任命前に市町村長は農業者や農業団体等から委員候補者の推薦とか募集を行い、候補者名簿を整理、公表し、市議会の同意を得た後に任命することになっております。その際、農業委員の過半数が認定農業者でなければならないとか、委員の年齢や性別等に著しい隔たりが生じないように配慮しなければならないとかいうふうな要件が加味されております。

これまで市町村は行政委員会である農業委員会に対しては全く関与がないような状況でありました。それは行政委員会の独立性からして当然のことでありました。これまで農業委員は選挙で選出されてきましたが、市町村議会選挙と同様に、定数を上回る候補者がいなければ無投票選挙となっていたような感じがいたします。それが一転、市町村が全面に出て、農業委員の推薦、募集から名簿の公表、選任までしなければならなくなりました。また、農業委員の過半を認定農業者にするという要件をクリアするためには、認定農業者の説得作業まで行うことになるのではないかという懸念があります。認定農業者は農業の担い手と位置づけられて、それだけに耕作面積もほかの農家より規模が大きく、農作業に従事する時間も長

いようでございます。公職についた場合には農作業に影響も出てくるので、その説得は大変であろうと思われます。

さらに問題なのは、今回の法改正で農業委員のうち１人以上は中立委員を置かなければならない点であります。この中立委員につきましては、農林水産省は例示的に弁護士、司法書士、行政書士、会社役員などを示していますが、農地や農業に詳しい人物という要件が課せられています。人選が難航することは必至であると思われます。また、中立委員の選任において心配されます事態が、市町村長の任命制のもとで首長の親戚や後援会の関係者などが中立委員として選任されることであります。農業委員は農地転用案件の意見具申など重要な権限を持っているので、利害関係があってはなりません。

これから一問一答方式で質問をいたしたいと思います。

農業委員はこれまで地域の農業者の代表として選ばれ、地域から信任を得て活動をしていただいております。また、地域に根差した農業委員としての自信と誇り、責任ある取り組みをしていただいております。60年以上続いた公選制が廃止され、なぜ任命制に移行されたのか、その点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

任命制に移行したのはなぜかということだと思いますけれども、今回の農業委員会の改正の中で１つ言われたのが、農業委員会、今まで許認可が中心でございますけれども、今後の農業委員会は農地利用の最適化の部門についても大きな業務を担ってもらうということが１つございました。その中で、許認可に関する業務についてはコンパクト化をしていく。そして、農地利用最適化の業務についてはより専門性を生かした組織にしていくというようなことで、今度の農業委員会の改正がなっております。

その中で、農業者以外の方も広く農業委員になってもらうという、国の規制改革会議の中で大きな検討事項がございまして、その中で今までと違って公募をして行いなさいということになっております。

一方では、確かに今言われましたように半数以上を認定農業者を選任しなければならないという大きな制約がございます。そういう中で、私たちもどういう方向でしていっていいかということで試行錯誤しているところでございますけれども、今後、12月議会で条例を制定してもらいましたら、１月以降、地元のほうに出向いて、いろいろ推薦のお願いとか、あるいは公募の実施等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

今、答弁をいただいたわけでございますが、公選制から任命制に移行した理由を言っていただいたわけでございますが、私たちが農業新聞とかいろんな情報を見てみますと、全国の農業委員会組織の中からは、８割以上がこの制度改正については、任命制への移行については反対だというふうな声があったと聞いております。しかし、最終的には逆の立場の方向になってしまったわけでございますが、今後の市町村の農業委員会が担っていく業務の中身と、それから、これからの手続、大変なものになるんじゃないかというふうな危惧をいたしております。

それで、もう１つ質問したいわけでございますが、今回、新しく農地利用最適化推進委員ということで新設をされるということでございますが、この方々については農業委員と兼ねることができるのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

農業委員会の委員につきましては、議会の同意を得て市長が任命するとなっております。一方、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の長が任命するとなっておりまして、任命の仕方が違ってまいります。業務についても農業委員と最適化推進委員は分けるとなっておりますので、ダブった任命はできないようになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

それでは、今、説明がありました農地利用最適化推進委員と農業委員の身分はどういう形になるんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

身分といいますのは、農業委員につきましても、推進委員につきましても、公職という立場で活動してもらうという形になるかと思います。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

ただいまの答えでなくて、特別職の公務員に当たるのかどうかという意図で聞いたわけでございますが、そこら辺をちょっともう一回お願いしたいと思います。

〇議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

〇農林水産課長（中島憲次君）

失礼しました。農業委員につきましても、農地利用最適化推進委員につきましても、鹿島市特別職の中で非常勤の特別職という扱いになってまいります。

以上です。

〇議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

〇４番（中村和典君）

はい、承知しました。

先ほど農業委員が今回改正後10名、それから、農地利用最適化推進委員が21名ということで答弁をいただいたわけでございますが、このそれぞれの定数の基準についてはどのようなもので決められたのか、再度教えていただきたいと思います。

〇議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

〇農林水産課長（中島憲次君）

まず、農業委員の10名でございますけれども、これは政令の中で決まっておりまして、1,300ヘクタール以上5,000ヘクタール未満の地区でございますけれども、鹿島の場合は2,214ヘクタールございます。あと、農業者の数が1,100を超え6,000以下の場合、鹿島の場合は1,443経営体ございますけれども、そういう耕作面積と経営者の数でいきますと、鹿島市の場合が政令の上限が19名でございます。上限は19名でございますけれども、国が閣議決定しました中で現行の農業委員の半数程度というようなことで示されておりまして、鹿島の場合は現行は20名でございますけれども、10名ということで決定しております。

あと、最適化推進委員の21名でございますけれども、政令でいきますと上限が23名でございます。この23名というのは、耕作面積の100ヘクタール当たり１名というようなことで設置の基準がございまして、それでいきますと2,214ヘクタールでございますので、上限は23名でございますけれども、地域の耕作放棄地のぐあいなり、あるいは集落のぐあいとか地勢等を考えまして農業委員会のほうで検討いたしまして、21名というようなことで現在思っております。

以上でございます。

〇議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

〇４番（中村和典君）

承知をいたしました。

今回の改正によりまして、農業委員の定数が10名、今までの約半数になるわけでございます。それにかわって、また農地利用最適化推進委員21名ということで新設されるわけでございますが、今までの鹿島市農業委員会の流れとして、それぞれ担当地区を決めて農業委員が受け持ってやっていただいたわけでございますが、今回の農地利用最適化推進委員の21名の振り分けをどういうふうに考えておられるのか、発表できたらお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

農地利用最適化推進委員の21名でございますけれども、これは今考えておりますのは、地域のことを知っていらっしゃることが前提でございますので、大字ごとに人数を決めまして、大字ごとで何名ということで地区と人数を決めまして、それで鹿島市全体では21名となるようにしたいと思っております。人数の中身につきましては、大字ごとの面積のぐあいとか、行政区の数とか、農地の状況、荒廃地の状況等を加味しながら配分をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

先ほどの御答弁の中で、農地利用最適化推進委員の報酬については132,100円ということで考えているという答弁があったわけでございますが、現在、農業委員の報酬が192,100円ということで、これとの差が非常にあり過ぎるのではないかという感じがいたします。

この農地利用最適化推進委員の132,100円の積算の根拠について、理由があれば教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

○農林水産課長（中島憲次君）

今、農業委員の年額報酬は192,100円となっております。これは月３日から４日の活動というようなことで考えまして、月額16千円で、年額にしますと192,100円ということで以前決まっております。

また、新設されます農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の総会等については出席する必要がないということもございまして、月の業務の日数を２日から2.5日と考えております。これは想定でございますけれども、それで月額11千円の年額132,100円ということで考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。そういうことで積算をしまして定例会のほうに提案をしております。（発言する者あり）

それで、委員会のほうで、この前、検討して可決してもらっているところでございます。

以上です。

〇議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

〇４番（中村和典君）

私たちも文教厚生産業常任委員会の中でいろいろな細部についてお話を聞いたわけでございますが、最終的に、先ほど申し上げますように、この農地利用最適化推進委員の報酬については低過ぎるんじゃなかろうかという御意見も出たところでございます。

そういったことで、活動の実績が今後どのように推移するのか、まだ全く予測がつきませんので、次年度以降、そういった実績に基づく費用弁償とか何らかの手当を考慮するということもぜひ御検討をいただきたいなと思っております。

次に、質問をいたしたいと思いますが、今までずっと説明がございましたように、六十数年ぶりに農業委員会制度が変わるということで、今までの農業委員の選出の方法から大きく変わるわけでございますので、早く鹿島市内の農業者の皆さん方にこういった趣旨の説明、あるいは制度の内容、それから、新しい農地利用最適化推進委員さんたちの業務なり、そういったところについての周知を図らないかんだろうと思っております。

ここら辺について具体的な計画があればお示しをいただきたいと思います。

〇議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

〇農林水産課長（中島憲次君）

地元への説明につきましては、法律改正に伴います新しい農業委員会制度の概要というようなことで12月の市報で掲載したところでございますが、条例改正議案の可決をいただいた後に、１月の市報で農業委員と農地利用最適化推進委員の募集の記事を掲載するようにしております。また、１月になりましたら鹿島市のホームページのほうにも募集の掲載をするようにしております。

あと、地元への説明でございますけれども、農業者や農業団体等に対する説明につきましては、11月の各地区の生産組合長会におきまして概要の説明をしたところでございますけれども、12月議会で可決をいただきましたら、１月になりまして各地区の生産組合長会とか、農協、土地改良区等の団体等にも出向きまして推薦のお願いをするようにしております。

以上でございます。

〇議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

それでは、この農業委員会の組織強化と活動強化について触れてみたいと思いますが、今回の改正の意図するところがわかったわけでございますが、農業・農村が大きな変革の局面にある中での今回の農業委員会の改革、ずっと言われておりますように、農地中間管理事業を活用した担い手への農地利用集積や遊休農地の発生防止、解消など、農業委員会はこれまで以上に現場における土地と人、いわゆる農地と担い手対策の強化を通じて地域農業の維持発展に寄与することが求められていると言われております。そのためには新たな鹿島市農業委員会が市内農業者の信任を得て、自信と誇り、やる気、情熱を持って集落を中心とする鹿島市農業を支え、しっかりとその役割、機能を果たしていくことが重要であると認識いたしました。

また、農業委員の選出に当たっては、市長が議会の同意を得て任命することになりましたので、私たち議員も責任の重大さを痛感している次第であります。

そこで、最後の質問をいたしたいと思いますが、農業委員会が新しく生まれ変わると言っても過言ではないかと思います。それで、事務局の機能強化についてのお考えがあれば副市長にお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

組織の話でございます。組織の話につきましては、先般の樋口議員の一般質問にも市長のほうが答弁をいたしておりますとおりでございまして、やっぱり組織というのは生き物でありますので、そのときそのときの最適化は人事部局としてはずっと検討していくということだろうと思っております。

ただ、まだ全体的な事務の本当の中身というのがこれからだろうと思いますので、そのあたりは、市長も申しておりますように、職員皆さん頑張ってもらっています。そういう中で総力戦で頑張っていくと、そういうことであろうかと思っております。

組織の見直しは、プランの見直しについては今後もずっと検討を続けていくものということでございます。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、先ほどＴＰＰの農業分野への影響、これから打つべき点について市長から詳しく御答弁をいただいたわけでございますが、きのうも２人の議員から質問があり、また、それに対して市長とか山﨑参事のほうから答弁を聞いておったわけでございますが、私がちょっと感じたことを若干申し上げてみたいと思います。

現在の状況から見たことでございますが、ＴＰＰについては十分な情報提供がなされておらず、具体的にどのような影響があるのか不明であることから、農家にとっては不安や懸念の声があります。例えば、関税を引き下げられる牛肉について、佐賀牛などの上質の肉はアメリカやオーストラリア産の肉とは競合しないと言われていましたが、徐々に価格を引き下げられ、いわゆる値崩れ現象といった直接的な影響を懸念されるわけでございます。

２つ目の心配は、農業情勢の先行きが不透明な中、ますます見通しがつかず、若い人や後継者が育っていかないのではという間接的な影響を心配しております。私は農業県である佐賀県や農業を基幹産業とする鹿島市に大きな影響を及ぼすのではないかと大変心配をいたしております。

ＴＰＰにつきましては、まずは国が国民に対し、地域経済に与える影響等について、現場にできるだけ近いところで丁寧にかつ速やかに情報提供と説明を行うとともに、日本人の生活を支える農林水産業について万全の対策を講じるなど、責任を持って適切に対応すべきであると考えているところであります。

本市におきましても、ＴＰＰ対策本部を設置し、情報収集に当たっているとのことでありますが、いずれにいたしましても、本市への影響が懸念されることから、しっかりと対策を打っていただきたいと考えております。

以上が私の今の心境でございます。これに対して御所見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えをいたします。お答えというか、感想ですけどね。

おっしゃっていること、そのまま全くそのとおりなんですよ。ただ、逆に言うと、それをわかる人が誰もいないということなんですよね。だから、あんまり予言者みたいなことを言ってもしようがないんですけれども、だからこそ、先ほどちょっと切り口を変えて、とにかく何がどうあろうとも、やらんばいかんことはやりましょうということを申し上げたということですね。

たまたま２つお話をされたですよね。牛肉の値崩れの話です。これは農林水産省も同じ感覚を持っていると思います。というのは、打ち出してきた施策の中に子牛対策とあったのを御記憶だと思いますけれども、あれはある意味で私はそれをやっていた人なんですけどね、やっぱり先にそれを手を打ったなという感覚をしております。どうしてもそれをやらないといけないということですから、これがなければ和牛対策はある意味では成立しませんから、最低限というか、最初の第一段階、やらないといけないことはスタートしたなと、そういう実感を持っております。

それから、後継者については、これは数がいればいいのか、それとも、何といいますかね、質をある程度要求するか。というのは、後継者になられた方の離職率が思いのほか高いということも御承知だと思いますけれども、それはやっぱり農業というのは技術じゃなくて、僕は技能じゃないかと。つまり幾ら一生懸命やる能力があっても、もう１つ何かがないと成功しないということだと思うんですよ。ある意味では、例えはちょっと違いますが、下町ロケットみたいなところがありましてね、どんな技術を使っても成功できない人はおられるわけですから、今から厳しい競争をしないといけないというときに、後継者をどうするか。そうなると、数じゃなくて、後継者をどうやって育てるか、後継者の研修とか技能を身につけさせるかという部分に力を入れてほしいなと、そういうふうに思っております。

この対策は幾つかにまたがりますから、一つだけやれば、これで終わりじゃありません。それがまだちょっと正確に見当たっていないところなんですけれども、これをどうするか。鹿島の場合は、幸いといいますか、認定農業者、あるいはいい先輩、日本一の賞をとられた方がいっぱいおられますから、そういう方のいわば知恵と工夫を集合してといいますかね、集めて何か伝えることができると、そういうことができればなと思って、今、模索をしておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

ありがとうございました。

それでは、市長にもう１点お尋ねしたい件がございます。実は昨日、松尾征子議員への答弁で、新聞によるアンケートについては記憶がない、何かの手違いではないかなというふうな答弁をされていたわけでございますが、それはそれで結構だと思いますが、私がお尋ねしたいのは、市長御自身がＴＰＰに対して賛成なのか、反対なのか、どちらとも言えないのかどうか、その辺の真意についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

何でああなったかと、正直言って私もわからないところがあったんですけれども、御質問に答えるとすれば、僕は正直言って消極的です。５択ありましたっけね。賛成と反対と真ん中にどちらでもない、やや――ややと書いてありましたっけ。そういう意味では、自分が交渉をして、それから、影響が出てきたと、それを経験したということからすると、どちらかというと反対です。少なくとも私たちのまちの経済にプラスとマイナスを比較したら、心配が大きいと。そういうことからして、そっちのほうに答えたと思います。そのとき聞かれていたらね。後で答えると何かちょっと卑怯のような気がしますから、当時聞かれたら、多分

そういうふうに答えたと思います。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

ありがとうございました。

それでは、ＴＰＰ関係の最後の質問にしたいと思いますが、いろいろ今までやりとりがあったわけでございますが、いずれにいたしましても、本市にとって農業は大切な基幹産業であります。ＴＰＰの行方にかかわらず、その振興を図っていくことが重要であることは間違いございません。市におかれましては、今後ともさまざまな機会を通じまして、生産者を初め、農業団体など現場から幅広く意見の聴取に努められ、それらの意見をきちんと受けとめていただきながら、本市の実情に即した実効性のある事業創設や拡充をお願いいたしたいと思っております。また、国や県に対しても積極的にこういったものについての対策が向上するように働きかけをお願いできたらなと思っております。

これについて、山﨑参事、御所見があったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山﨑農林水産課参事。

○農林水産課参事（山﨑公和君）

ＴＰＰの対策についてのほかのいろいろな機関との連携とか取り組みということでのお尋ねだと思います。

今現在、ＴＰＰの関係については、庁内では平成23年11月に立ち上げました庁内連絡会議というのがありますが、これはいろいろなＴＰＰ交渉に関しての情報収集とか情報共有を行うということで庁内の関係者が集まった中で組織をしております。今現在もこの体制を継続して、いろいろな情報を集めております。

あと、ほかの機関、県については10月６日にＴＰＰの対策本部を設置されたということで、お尋ねをしましたところ、やはりなかなか国のほうからも新しい情報は出てこないということで、今のところは、目下のところ情報収集が主であるというふうなお答えをいただいております。当然、国、行政のほうの関係のところとか、あとは産業団体のほうともいろいろ情報の共有というのは今現在もしておりますので、こういったところでお互い情報を整理しながら、共有しながら、必要な場面があれば、そういった連携の体制も今後検討していくことがあるんじゃないかということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

それでは、最後の項目、第六次鹿島市総合計画について幾らか質問をいたします。

まず、今までいろいろ議論をしてまいりましたＴＰＰ対策について、この総合計画の中でも触れていただいているわけでございますが、施策の展開方向の中に「ＴＰＰ交渉の大筋合意など農業を取り巻く国際競争の中で、農業が持続的に発展していくために、農業生産コストの低減や経営安定のための取り組みを支援します」とうたってあります。

このＴＰＰ関連対策を重点的に推進するために、計画期間が５年ということで定められているわけでございますが、その期間の中途での見直しも可能であるのかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山﨑農林水産課参事。

○農林水産課参事（山﨑公和君）

お答えをしたいと思います。

第六次総合計画についてのＴＰＰ対策の状況が変わったときの見直しがあるかどうかということだと思います。

現時点でＴＰＰ協定の発効がいつになるのか不透明という状況です。そういった中で、ＴＰＰの発効された段階において、農業に関してどのようなそれまでの備えが必要であるか、また、発効段階において、また、発効された後にわたって、どのような対策や施策が必要であるかということになってくるかと思います。

まず、ＴＰＰの発効に備えての準備ということで、これにつきましては今現在進めている体質強化の部分ですね、担い手の育成だったり、農地の集約、それから、生産性の向上といったところをしっかりと進めていき、ＴＰＰの協定が発効となった時点で国際競争という面での力をしっかりつくっておくことが必要だと思います。

それから、いざ発効されたときに、体質強化とは別に、例えば、重要品目の中での守るべき安定供給とか安定対策の措置が必要だということで考えておりますが、この件につきましては国のほうがパッケージとして多分施策として出されるのではないかと思っております。今現在、第六次総合計画の中では、こういったところを含めまして、体質強化の部分、それから、品質向上、生産性の向上というところを含めて入れ込んでおりますので、ＴＰＰ対策の具体的な事業とかいうところは実施計画の中で柔軟に組み込んでいけるんではないかと考えております。その上で、どうしてもそこで方向性が大きく変わったりとか、そういった場合はそういった検討も必要になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

今回の主要施策の中でも米の政策について表現があるわけでございますが、具体的に申し

上げますと、生産者への取り組み支援として、酒造好適米を19ヘクタールから25ヘクタールへ、また、主食用の米以外、いわゆる飼料米とか加工米等を８ヘクタールから27ヘクタールへ拡大するという目標を掲げてありますが、この取り組みについての具体的な内容がわかっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山﨑農林水産課参事。

○農林水産課参事（山﨑公和君）

お答えをいたします。

５年間で集中して取り組む施策の中で、米政策の改革に対応するため需要に応じた生産への取り組み支援ということで、目標として数値を定めている酒造好適米19ヘクタールから25ヘクタールということで掲げております。これにつきましては具体的な推進という形になると思いますが、現在の鹿島酒蔵ツーリズムの成功で見られるように、鹿島の日本酒づくりは地域の誇れる宝というような認識で捉えておりますが、この鹿島の酒づくりに関してかかわりのある団体、組織ということで、鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会、それから、酒米の生産者である鹿島地区山田錦研究会、農協、市から成るメンバーで情報交換会を行ったところです。この中で、この会を今後継続しながら、鹿島の酒づくりの文化や風習というものを鹿島の誇れるものとして後世に継承をして発展させていくという取り組みを一緒になって進めましょうということで意見を一致させていただいておりますので、この中で地元産の良質な酒造好適米を原料にして、より付加価値のある鹿島の日本酒づくりにつながるための栽培技術の向上とか高品質の生産に向けた取り組みを一緒になって進めていきたいということで考えております。

それから、主食用米以外の新規事業米への推進ということですが、これは現在、主食用米の国内の需給のほうが、消費のほうが年間８万トンほど減少してきているということで言われておりますが、こういった中で、国の政策の中でも食料自給率の向上とも絡めて、畜産の飼料用米、それから、加工用の米の生産ということについて進めてあります。水田の政策の交付金の中でもこういったところの支援がありますので、こういったところを活用しながら推進をしていきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

４番中村和典議員。

○４番（中村和典君）

今回の一般質問につきましては農業分野を中心ということで、まだ確定していない分が相当あったわけでございますが、今後のまた勉強に期待をしながら、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で４番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明17日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後３時21分　散会